

○経済産業省令第 号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）の一部の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則（令和六年経済産業省令第三号

）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(用語)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「法」という。）及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年政令第三百七十九号。以下「施行令（令和五年政令第三百七十九号。以下「令」という。）」において使用する用語の例による。</p> <p style="text-align: center;">(化石燃料採取者等の届出)</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p>

第二条 法第十六条又は第十七条の規定による届出は、様式第一による届出書によつてしなければならない。

(新設)

(軽微な変更)

第三条 法第三十二条第五項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、同条第一項に規定する実施指針（以下「実施指針」という。）に定める事項の実質的な変更を伴わないものとする。

(新設)

(年度平均排出量の算定)

第四条 法第三十三条第一項の年度平均排出量は

(新設)

次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める量とする。

一 法第三十三条第一項の規定による届出をしようとする年度（以下「届出年度」という。

）の前々年度より前に事業活動を開始している場合 届出年度の前三年度中の各年度ごとの二酸化炭素の排出量の合計量を三で除して得た量

二 届出年度の前々年度中に事業活動を開始している場合 届出年度の前二年度中の各年度ごとの二酸化炭素の排出量の合計量を二で除して得た量

三 届出年度の前年度中に事業活動を開始して

いる場合 届出年度の前年度の二酸化炭素の
排出量

(事業者の二酸化炭素の排出量の算定に係る係
数等)

第五条 令第一条第一項第一号イ(1)の経済産業省
令で定める燃料及び原材料その他事業活動の実
施に必要な物資の使用は、次の各号に掲げる事
業活動の区分に応じ、それぞれ当該各号に定め
るものとする。

一 洋紙製造業におけるパルプ化工程又は製紙
工程に係る事業活動(脱炭素成長型経済構造
への円滑な移行の推進に関する法律第三十二

(新設)

条第二項第四号イの主務省令で定める事業分野等に関する命令（令和 年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令 第 号。以下この条及び第九条第一項第一号において「主務省令」という。）第二條第二項第一号の事業活動をいう。以下この条において同じ。） 次のイからニまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ 次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ 次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲

げる潤滑油等（潤滑油、グリース及びパラフィンろうをいう。以下この条及び次条の表の十二の項において同じ。）の使用

ハ 次条第一項の表の十六の項の第二欄に掲げる炭酸ガスの使用

ニ イからハまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

二 板紙製造業におけるパルプ化工程又は製紙工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第二号の事業活動をいう。以下この条において同じ。） 次のイからニまでに掲げる燃料

及び原材料その他事業活動の実施に必要な物
資の使用

イ 次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げ
る燃料の使用

ロ 次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲
げる潤滑油等の使用

ハ 次条第一項の表の十六の項の第二欄に掲
げる炭酸ガスの使用

ニ イからハまでに掲げるもののほか、次条
第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及
び原材料その他事業活動の実施に必要な物
資の使用

三 ソーダ工業におけるソーダ製造工程のうち

電解工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第三号の事業活動をいう。以下この条において同じ。） 次のイからニまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ 次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ 次条第一項の表の八の項の第二欄に掲げるソーダ灰の製造における二酸化炭素の使用

ハ 次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ニ イからハまでに掲げるもののほか、次条

第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

- 四| カーボンブラック製造業におけるカーボンブラック製造工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第四号の事業活動をいう。以下この条において同じ。） 次のイからハまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
- イ| 次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用
- ロ| 次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用
-

ハ イ及びロに掲げるもののほか、次条第一

項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原

材料その他事業活動の実施に必要な物資の

使用

五 有機化学工業製品製造業におけるエチレン

その他石油化学系基礎製品の製造工程又は有

機化学工業製品の製造工程に係る事業活動（

主務省令第二条第二項第五号の事業活動をい

う。以下この条において同じ。） 次のイか

ら八までに掲げる燃料及び原材料その他事業

活動の実施に必要な物資の使用

イ 次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げ

る燃料の使用

ロ 次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ハ イ及びロに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

六 石油精製業における石油精製工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第六号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）

次のイからハまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ 次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ 次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ハ イ及びロに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

七 ゴム製品製造業におけるゴム製品製造工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第七号の事業活動をいう。以下この条において同じ。） 次のイからハまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ 次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げ

る燃料の使用

ロ 次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ハ イ及びロに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

八 板ガラス製造業における板ガラス製造工程のうち素板工程に係る事業活動（主務省令第二條第二項第八号の事業活動をいう。以下この条において同じ。） 次のイからニまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ 次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ 次条第一項の表の三の項の第二欄に掲げるソーダ石灰ガラスの原料としての鉍物又は炭酸塩の使用

ハ 次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ニ イからハまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

九 ガラスびん製造業におけるガラスびん製造工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項

第九号の事業活動をいう。以下この条において同じ。） 次のイからニまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ 次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ 次条第一項の表の三の項の第二欄に掲げるソーダ石灰ガラスの原料としての鉱物又は炭酸塩の使用

ハ 次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ニ イからハまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及

び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

十 セメント製造業におけるセメント製造工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十号の事業活動をいう。以下この条において同じ。） 次のイからハまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ 次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ 次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ハ イ及びロに掲げるもののほか、次条第一

項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

十一 石灰製造業における生石灰又は軽焼ドロマイトの製造工程のうち焼成工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十一号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）

次のイからニまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ 次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ 次条第一項の表の二の項の第二欄に掲げる生石灰の原料としての鉍物の使用

ハ 次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ニ イからハまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

十二 高炉による製鉄業における高炉による鉄の製造工程又は鋼材の製造工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十二号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）

次のイからニまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ 次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げ

る燃料の使用

ロ 次条第一項の表の十一の項の第二欄に掲げる鉄鋼の製造における鉋物の使用

ハ 次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ニ イからハまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

十三 電炉による普通鋼製造業における電気炉による粗鋼の製造工程又は鋼片から普通鋼圧延鋼材を製造する工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十三号の事業活動をいう

-
- 。以下この条において同じ。） 次のイからホまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
- イ 次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用
- ロ 次条第一項の表の十の項の第二欄に掲げる製鋼の用に供する電気炉における炭素電極の使用
- ハ 次条第一項の表の十一の項の第二欄に掲げる鉄鋼の製造における鉍物の使用
- ニ 次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用
- ホ イからニまでに掲げるもののほか、次条
-

第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

十四 電炉による特殊鋼製造業における電気炉による粗鋼の製造工程又は鋼片から特殊鋼製品を製造する工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十四号の事業活動をいう。以下この条において同じ。） 次のイからホまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ 次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ 次条第一項の表の十の項の第二欄に掲げ

る製鋼の用に供する電気炉における炭素電極の使用

ハ 次条第一項の表の十一の項の第二欄に掲げる鉄鋼の製造における鉍物の使用

ニ 次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ホ イからニまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

十五 アルミニウム製造業における半製品の製造工程又は半製品からアルミニウム製品を製造する工程に係る事業活動（主務省令第二条

第二項第十五号の事業活動をいう。以下この条において同じ。） 次のイからハまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ 次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ 次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ハ イ及びロに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

十六 自動車製造業における乗用自動車の塗装

-
- 工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十六号の事業活動をいう。以下この条において同じ。） 次のイからニまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
- イ 次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用
- ロ 次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用
- ハ 次条第一項の表の十四の項の第二欄に掲げるドライアイスの使用
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及
-

び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

十七 発電事業における発電に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十七号の事業活動をいう。以下この条において同じ。） 次のイからニまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ 次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ 次条第一項の表の四の項の第二欄に掲げる炭酸塩を含有する鉱物の使用

ハ 次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ニ イからハまでに掲げるもののほか、次条
第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及
び原材料その他事業活動の実施に必要な物
資の使用

十八 貨物自動車運送事業における道路運送法
(昭和二十六年法律第八十三号) 第二条第
八項に規定する事業用自動車であつて貨物の
運送の用に供するものによる貨物の運送に係
る事業活動(主務省令第二条第二項第十八号
の事業活動をいう。以下この条において同じ
。)
イ 次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げ
る事業活動の実施に必要な物資の使用

る燃料の使用

ロ イに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他の事業活動の実施に必要な物資の使用

十九 内航海運業における主として鋼材の運送に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十九号の事業活動をいう。以下この条において同じ。） 次のイ及びロに掲げる燃料及び原材料その他の事業活動の実施に必要な物資の使用

イ 次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ イに掲げるもののほか、次条第一項の表

の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他の事業活動の実施に必要な物資の使用

二十 航空輸送事業における航空機の運航に係る事業活動（主務省令第二条第二項第二十号の事業活動をいう。以下この条において同じ

）。 次のイ及びロに掲げる燃料及び原材料
その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ 次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ イに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他の事業活動の実施に必要な物資の使用

2 | 令第一条第一項第一号イ(2)の経済産業省令で

定める製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送は、次の各号に掲げる事業活動の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 洋紙製造業におけるパルプ化工程又は製紙工程に係る事業活動 次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気を生産及び輸送

二 板紙製造業におけるパルプ化工程又は製紙工程に係る事業活動 次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気を生産及び輸送

三 ソーダ工業におけるソーダ製造工程のうち電解工程に係る事業活動 次条第二項の表の

各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

四| カーボンブラック製造業におけるカーボンブラック製造工程に係る事業活動 次|のイ及びロに掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

イ| 次条第二項の表の九の項の第二欄に掲げるエチレン等の製造

ロ| イに掲げるもののほか、次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

五| 有機化学工業製品製造業におけるエチレンその他石油化学系基礎製品の製造工程又は有

機化学工業製品の製造工程に係る事業活動

次のイ及びロに掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

イ 次条第二項の表の九の項の第二欄に掲げるエチレン等の製造

ロ イに掲げるもののほか、次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気

六 石油精製業における石油精製工程に係る事

業活動 次のイ及びロに掲げる製品、原油等及び蒸気

イ 次条第二項の表の九の項の第二欄に掲げるエチレン等の製造

-
- ロ イに掲げるもののほか、次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
- 七 ゴム製品製造業におけるゴム製品製造工程に係る事業活動 次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
- 八 板ガラス製造業における板ガラス製造工程のうち素板工程に係る事業活動 次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
- 九 ガラスびん製造業におけるガラスびん製造工程に係る事業活動 次条第二項の表の各項
-

の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

十 セメント製造業におけるセメント製造工程に係る事業活動 次のイ及びロに掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

イ 次条第二項の表の六の項の第二欄に掲げるセメントクリンカーの製造

ロ イに掲げるもののほか、次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

十一 石灰製造業における生石灰又は軽焼ドロマイトの製造工程のうち焼成工程に係る事業活動 次条第二項の表の各項の第二欄に掲げ

る製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

十二 高炉による製鉄業における高炉による銑

鉄の製造工程又は鋼材の製造工程に係る事業

活動 次条第二項の表の各項の第二欄に掲げ

る製品、原油等及び蒸気を生産及び輸送

十三 電炉による普通鋼製造業における電気炉

による粗鋼の製造工程又は鋼片から普通鋼圧

延鋼材を製造する工程に係る事業活動 次条

第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原

油等及び蒸気を生産及び輸送

十四 電炉による特殊鋼製造業における電気炉

による粗鋼の製造工程又は鋼片から特殊鋼製

品を製造する工程に係る事業活動 次条第二

項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

十五 アルミニウム製造業における半製品の製造工程又は半製品からアルミニウム製品を製造する工程に係る事業活動 次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気
の生産及び輸送

十六 自動車製造業における乗用自動車の塗装工程に係る事業活動 次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気
の生産及び輸送

十七 発電事業における発電に係る事業活動
次のイ及びロに掲げる製品、原油等及び蒸気

の生産及び輸送

イ 次条第二項の表の五の項の第二欄に掲げる地熱発電施設における蒸気を生産

ロ イに掲げるもののほか、次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気を生産及び輸送

十八 貨物自動車運送事業における道路運送法第二条第八項に規定する事業用自動車であつて貨物の運送の用に供するものによる貨物の運送に係る事業活動 次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気を生産及び輸送

十九 内航海運業における主として鋼材の運送

に係る事業活動 次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

二十 航空輸送事業における航空機の運航に係る事業活動 次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気を生産及び輸送

3 令第一条第一項第一号イ(3)の経済産業省令で定める物質の焼却及び燃焼は、次の各号に掲げる事業活動の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 洋紙製造業におけるパルプ化工程又は製紙工程に係る事業活動 次のイからハまでに掲

げる物質の焼却及び燃焼

イ 次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却

ロ 次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却

ハ イ及びロに掲げるもののほか、次条第三項の表の一の項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼

二 板紙製造業におけるパルプ化工程又は製紙工程に係る事業活動 次のイからハまでに掲げる物質の焼却及び燃焼

イ 次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却

ロ 次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却

ハ イ及びロに掲げるもののほか、次条第三項の表の一の項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼

三 ソーダ工業におけるソーダ製造工程のうち電解工程に係る事業活動 次のイからハまでに掲げる物質の焼却及び燃焼

イ 次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却

ロ 次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却

ハ イ及びロに掲げるもののほか、次条第三

項の表の一の項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼

四| カーボンブラック製造業におけるカーボンブラック製造工程に係る事業活動 次|のイからハまでに掲げる物質の焼却及び燃焼

イ| 次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却

ロ| 次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却

ハ| イ及びロに掲げるもののほか、次条第三項の表の一の項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼

五| 有機化学工業製品製造業におけるエチレン

その他石油化学系基礎製品の製造工程又は有機化学工業製品の製造工程に係る事業活動

次のイからハまでに掲げる物質の焼却及び燃焼

イ 次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却

ロ 次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却

ハ イ及びロに掲げるもののほか、次条第三項の表の一の項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼

六 石油精製業における石油精製工程に係る事業活動 次のイからハまでに掲げる物質の焼

却及び燃焼

イ 次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却

ロ 次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却

ハ イ及びロに掲げるもののほか、次条第三項の表の一の項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼

七 ゴム製品製造業におけるゴム製品製造工程に係る事業活動 次条第三項の表の各項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼

八 板ガラス製造業における板ガラス製造工程のうち素板工程に係る事業活動 次条第三項

の表の各項の第二欄に掲げる物質の焼却及び
燃焼

九| ガラスびん製造業におけるガラスびん製造
工程に係る事業活動 次条第三項の表の各項
の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼

十| セメント製造業におけるセメント製造工程
に係る事業活動 次のイからハまでに掲げる
物質の焼却及び燃焼

イ| 次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げ
る溶剤の焼却

ロ| 次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げ
る廃棄物の焼却

ハ| イ及びロに掲げるもののほか、次条第三

項の表の一の項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼

十一 石灰製造業における生石灰又は軽焼ドロマイトの製造工程のうち焼成工程に係る事業活動 次条第三項の表の各項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼

十二 高炉による製鉄業における高炉による鉄の製造工程又は鋼材の製造工程に係る事業活動 次のイからハまでに掲げる物質の焼却及び燃焼

イ 次条第三項の表の一の項の第二欄に掲げる鉄鋼の製造において生じたガスの燃焼

ロ 次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げ

る溶剤の焼却

ハ 次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却

十三 電炉による普通鋼製造業における電気炉による粗鋼の製造工程又は鋼片から普通鋼圧延鋼材を製造する工程に係る事業活動 次イからハまでに掲げる物質の焼却及び燃焼

イ 次条第三項の表の一の項の第二欄に掲げる鉄鋼の製造において生じたガスの燃焼

ロ 次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却

ハ 次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却

-
- 十四 電炉による特殊鋼製造業における電気炉による粗鋼の製造工程又は鋼片から特殊鋼製品を製造する工程に係る事業活動 次のイからハまでに掲げる物質の焼却及び燃焼
- イ 次条第三項の表の一の項の第二欄に掲げる鉄鋼の製造において生じたガスの燃焼
- ロ 次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却
- ハ 次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却
- 十五 アルミニウム製造業における半製品の製造工程又は半製品からアルミニウム製品を製造する工程に係る事業活動 次条第三項の表
-

の各項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼

十六 自動車製造業における乗用自動車の塗装

工程に係る事業活動 次のイからハまでに掲

げる物質の焼却及び燃焼

イ 次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げ

る溶剤の焼却

ロ 次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げ

る廃棄物の焼却

ハ イ及びロに掲げるもののほか、次条第三

項の表の一の項の第二欄に掲げる物質の焼

却及び燃焼

十七 発電事業における発電に係る事業活動

次のイ及びロに掲げる物質の焼却及び燃焼

イ 次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却

ロ イに掲げるもののほか、次条第三項の表の各項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼

十八 貨物自動車運送事業における道路運送法第二条第八項に規定する事業用自動車であつて貨物の運送の用に供するものによる貨物の運送に係る事業活動 次条第三項の表の各項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼

十九 内航海運業における主として鋼材の運送に係る事業活動 次のイ及びロに掲げる物質の焼却及び燃焼

イ 次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却

ロ イに掲げるもののほか、次条第三項の表の各項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼

二十 航空輸送事業における航空機の運航に係る事業活動 次条第三項の表の各項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼

4 令第一条第一項第一号イ(4)の経済産業省令で定める原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検は、次の各号に掲げる事業活動の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 洋紙製造業におけるパルプ化工程又は製紙

工程に係る事業活動 次条第四項の表の各項
の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑
井又は坑道の点検

二 板紙製造業におけるパルプ化工程又は製紙
工程に係る事業活動 次条第四項の表の各項
の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑
井又は坑道の点検

三 ソーダ工業におけるソーダ製造工程のうち
電解工程に係る事業活動 次条第四項の表の
各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及
び坑井又は坑道の点検

四 カーボンブラック製造業におけるカーボン
ブラック製造工程に係る事業活動 次条第四

項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

五| 有機化学工業製品製造業におけるエチレン
その他石油化学系基礎製品の製造工程又は有機化学工業製品の製造工程に係る事業活動

次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

六| 石油精製業における石油精製工程に係る事業活動 次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

七| ゴム製品製造業におけるゴム製品製造工程に係る事業活動 次条第四項の表の各項の第

二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

八 板ガラス製造業における板ガラス製造工程のうち素板工程に係る事業活動 次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

九 ガラスびん製造業におけるガラスびん製造工程に係る事業活動 次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

十 セメント製造業におけるセメント製造工程に係る事業活動 次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又

は坑道の点検

十一 石灰製造業における生石灰又は軽焼ドロ

マイトの製造工程のうち焼成工程に係る事業

活動 次条第四項の表の各項の第二欄に掲げ

る原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点

検

十二 高炉による製鉄業における高炉による銑

鉄の製造工程又は鋼材の製造工程に係る事業

活動 次条第四項の表の各項の第二欄に掲げ

る原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点

検

十三 電炉による普通鋼製造業における電気炉

による粗鋼の製造工程又は鋼片から普通鋼圧

延鋼材を製造する工程に係る事業活動 次条
第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の
試験、試験及び坑井又は坑道の点検

十四 電炉による特殊鋼製造業における電気炉
による粗鋼の製造工程又は鋼片から特殊鋼製
品を製造する工程に係る事業活動 次条第四
項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試験
、試験及び坑井又は坑道の点検

十五 アルミニウム製造業における半製品の製
造工程又は半製品からアルミニウム製品を製
造する工程に係る事業活動 次条第四項の表
の各項の第二欄に掲げる原油等の試験、試験
及び坑井又は坑道の点検

-
- 十六 自動車製造業における乗用自動車の塗装工程に係る事業活動 次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検
- 十七 発電事業における発電に係る事業活動 次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検
- 十八 貨物自動車運送事業における道路運送法第二条第八項に規定する事業用自動車であつて貨物の運送の用に供するものによる貨物の運送に係る事業活動 次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検
-

十九 内航海運業における主として鋼材の運送に係る事業活動 次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

二十 航空輸送事業における航空機の運航に係る事業活動 次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

5 令第一条第一項第一号イの経済産業省令で定める単位は、次条第一項の表の第二欄、同条第二項の表の第二欄、同条第三項の表の第二欄及び同条第四項の表の第二欄の二酸化炭素の排出を伴う活動の区分に応じ、それぞれ同条第一項

の表の第三欄、同条第二項の表の第三欄、同条第三項の表の第三欄及び同条第四項の表の第三欄に掲げる単位とする。

6 | 令第一条第一項第一号イの経済産業省令で定める係数は、次条第一項の表の第二欄、同条第二項の表の第二欄、同条第三項の表の第二欄及び同条第四項の表の第二欄の二酸化炭素の排出を伴う活動の区分に応じ、それぞれ同条第一項の表の第四欄、同条第二項の表の第四欄、同条第三項の表の第四欄及び同条第四項の表の第四欄に掲げる係数とする。

7 | 事業者は、その事業活動に係る二酸化炭素の排出量の実測に基づく係数その他前項の係数に

相当する係数で二酸化炭素の排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、前項の規定にかかわらず、当該係数を用いて、令第一条第一項第一号イの二酸化炭素の量を算定することができる。

第六条 令第一条第一項第一号ロ(1)の経済産業省令で定める燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用は、次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げるものとし、同号口の経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同

(新設)

表の第四欄で掲げるものとする。

一 燃 料	イ 輸 入 原	ト ン	輸 入 原 料 炭 の 一	第 一 に	掲 げ る	も の を	除 く。	の 使	用	(別表 料炭の使 用)
			輸 入 原 料 炭 の 一 ト ン 当 た り の ギ ガ ジ ユ ール で 表 示 し た 発 熱 量 二 十 八 ・ 七 に 、 当 該 輸 入 原 料 炭 の 一 ギ ガ ジ ユ ール 当 た り の 発 熱 に 伴 い 排 出 さ れ る ト ン で 表 し た 二 酸 化 炭 素 の 量 (○ ・ ○ 二 四 六 に 十							

	ロ コーク ス用原料 炭の使用	
	トン	
排出されるトン	の発熱に伴い	ガジュール当た
	用原料炭の一ギ	、当該コークス
	量二十八・九に	ルで表した発熱
	りのギガジュー	炭の一トン当た
	を乗じて得た数	乗じて得た数)
	を乗じて得た数	二分の四十四を

	ハ 吹込用 原料炭の 使用
	トン
で表した二酸化 炭素の量（〇・ 〇二四五に十二 分の四十四を乗 じて得た数）を 乗じて得た数	吹込用原料炭の 一トン当たりの ギガジュールで 表した発熱量二 十八・三に、当 該吹込用原料炭 の一ギガジュ

用 一般炭の使 ニ 輸入一	
トン	
輸入一般炭の一 トン当たりのギ ガジュールで表 した発熱量二十	ル当たりの発熱 に伴い排出され るトンで表した 二酸化炭素の量 (〇・〇二五一 に十二分の四十 四を乗じて得た 数)を乗じて得 た数

一般炭の使 用 量 (トン)	
国産一般炭の一 トン当たりのギ ガジュール当 たり の 発熱に 伴 い 排 出 さ れ る ト ン で 表 示 し た 二 酸 化 炭 素 の 量 (○ ・ ○ 二 四 三 に 十 二 分 の 四 十 四 を 乗 じ て 得 た 数) を 乗 じ て 得 た 数	六・一に、当該 輸入一般炭の一 ギガジュール当 たり の 発熱に 伴 い 排 出 さ れ る ト ン で 表 示 し た 二 酸 化 炭 素 の 量 (○ ・ ○ 二 四 三 に 十 二 分 の 四 十 四 を 乗 じ て 得 た 数) を 乗 じ て 得 た 数

用

ガジュールで表
した発熱量二十
四・二に、当該
国産一般炭の一
ギガジュール当
たりの発熱に伴
い排出されるト
ンで表した二酸
化炭素の量（○
・○二四二に十
二分の四十四を
乗じて得た数）
を乗じて得た数

へ 輸入無 トン	煙炭の使 用	輸入無煙炭の一
トン当たりのギ	ガジュールで表	した発熱量二十
七・八に、当該	輸入無煙炭の一	ギガジュール当
たりの発熱に伴	い排出されるト	ンで表した二酸
化炭素の量（○	・○二五九に十	二分の四十四を

	ト 石炭コ	
	ークスの	
	使用	
	トン	
乗じて得た数	石炭コークスの	
を乗じて得た数	一トン当たりの	
	ギガジュールで	
	表した発熱量二	
	十九・〇に、当	
	該石炭コークス	
	の一ギガジュ	
	ル当たりの発熱	
	に伴い排出され	
	るトンで表した	
	二酸化炭素の量	

	チ 石 油 コ ト ン	用 さ れ た 分 解 で 使 用 さ れ た 触 媒 に 析	
(〇・〇二九九 に十二分の四十 四を乗じて得た 数)を乗じて得 た数	石 油 コ ー ク ス 又 は F C C コ ー ク の 一 ト ン 当 た り の ギ ガ ジ ユ ー ル で 表 し た 発 熱 量 三 十 四 ・ 一 に 、 当 該 石 油 コ ー ク 又 は F C C コ		

使用 ター タールの の リ コール トン	出 する 炭 素 を いう 。 第 四 欄 にお いて 同 じ。) の 使用
ギ ガ ジ ュ ール で 一 ト ン 当 たり の コ ール タ ール の	一 ク の 一 ギ ガ ジ ュ ール 当 たり の 発 熱 に 伴 い 排 出 さ れ る ト ン で 表 示 し た 二 酸 化 炭 素 の 量 (〇 ・ 〇 二 の 四 五 に 十 二 分 の 四 十 四 を 乗 じ て 得 た 数) を 乗 じ て 得 た 数

表した発熱量三	十七・三に、当	該ジュール	の一ギガジュ	ル当たりの発熱	に伴い排出され	るトンで表した	二酸化炭素の量	(〇・〇二〇九	に十二分の四十	四を乗じて得た	数)を乗じて得	た数
---------	---------	-------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----

	又	石油ア
	スフアル	トン
	トの使用	
		石油アスフアル
		トの一トン当た
		りのギガジー
		ルで表した発熱
		量四十・〇に、
		当該石油アスフ
		アルトの一ギガ
		ジュール当たり
		の発熱に伴い排
		出されるトンで
		表した二酸化炭
		素の量(〇・〇
		二〇四に十二分

を 除 く。	N G L	セ ー ト (ト ル	コ ン デ ン リ ッ	ヲ 原 油 (キ ロ	発 熱 に 伴 い 排 出 さ れ る ト ン で 表 示 し た 二 酸 化 炭 素 の 量 (〇 ・ 〇 一 八 三 に 十 二 分 の 四 十 四 を 乗 じ て 得 た 数) を 乗 じ て 得 た 数
十 八 ・ 三 に 、 当	表 し た 発 熱 量 三	ギ ガ ジ ユ ール で	ツ ト ル 当 た り の	原 油 の 一 キ ロ リ	

カ ナ フ サ	
キ ロ	
ナ フ サ の 一 キ ロ	で表した発熱量 三十三・四に、 当該揮発油の一 ギガジュール当 りの発熱に伴 い排出されるト ンで表した二酸 化炭素の量（○ ・〇一八七に十 二分の四十四を 乗じて得た数） を乗じて得た数

の使用

リットル	トル
リットル当たり	のギガジュール
	で表した発熱量
	三十三・三に、
	当該ナフサの一
	ギガジュール当
	たりの発熱に伴
	い排出されるト
	ンで表した二酸
	化炭素の量（〇
	・〇一八六に十
	二分の四十四を
	乗じて得た数）

	ヨ ジ エ ツ	キ ロ	を乗じて得た数
の 使 用	ト 燃 料 油	リ ツ	
ジュールで表した発熱量三十六 ・三に、当該ジェット燃料油の 一ギガジュール当たりの発熱に 伴い排出される トンで表した二 酸化炭素の量（		の一キロリットル当たりのギガ ジュールで表し	

		タ 用 油 の		
		キ ロ	リ ツ	
		ト ル		
の 発 熱 に 伴 い 排	ジ ュ ー ル 当 た り	該 灯 油 の 一 ギ ガ	十 六 ・ 五 に 、 当	表 示 し た 発 熱 量 三
		ギ ガ ジ ュ ー ル で	ツ ト ル 当 た り の	灯 油 の 一 キ ロ リ
				数
				を 乗 じ て 得 た 数
				十 二 分 の 四 十 四
				〇 ・ 〇 一 八 六 に

		レ 軽油の	
		使用	
		キ ロ	
		リ ツ	
		ト ル	
出されるトンで	表した二酸化炭	素の量(〇・〇	一八七に十二分
			の四十四を乗じ
			て得た数)を乗
			じて得た数
軽油の一キロリ	ツトル当たりの	ギガジュールで	表した発熱量三
			十八・〇に、当
			該軽油の一ギガ

	ソ A重油	
の使用		
トル	リツ	キロ
で表した発熱量	のギガジュール	リツトル当たり
	A重油の一キロ	じて得た数
	を乗	て得た数
	の四十四を乗じ	一八八に十二分
	素の量(〇・〇	表した二酸化炭
	出されるトンで	の発熱に伴い排
	ジュール当たり	ジュール当たり

重油の使	ツ B・C	
リットル	キロ	
キロリットル当	B・C重油の一	三十八・九に、 当該A重油の一 ギガジュール当 たりの発熱に伴 い排出されるト ンで表した二酸 化炭素の量（○ ・〇一九三に十 二分の四十四を 乗じて得た数） を乗じて得た数

用

トル

たりのギガジュ	ールで表した発	熱量四十一・八	に、当該B・C	重油の一ギガジ	ユール当たりの	発熱に伴い排出	されるトンで表	した二酸化炭素	の量（〇・〇二	〇二に十二分の	四十四を乗じて	得た数）を乗じ
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

	ネ 潤滑油 キロ	の 使用 リツ	トル							て 得 た 数		
〇一九九九に十二	潤滑油の一キロ	リツトル当たり	のギガジュール	で表した発熱量	四十・二に、当	該潤滑油の一ギ	ガジュール当た	りの発熱に伴い	排出されるトン	で表した二酸化	炭素の量（〇・	

	ナ 液化石 トン	の 使用 LPG 油ガス (
分の四十四を乗 じて得た数）を 乗じて得た数	液化石油ガス（ LPG）の一ト ン当たりのギガ ジュールで表し た発熱量五十・ 一に、当該液化 石油ガス（LP G）の一ギガジ ュール当たりの 発熱に伴い排出		

			用	ガスの使	炭化水素	ラ 石油系	
が一	圧力	度で	十五	が二	温度		
ユー	当たりの	千立方メ	状態に換	ガスの標	石油系炭	て得た数	されるト
ール	のギガジ	ートル	算した	準環境	化水素	得た数)	ンで表
で表						を乗じ	
した						四十四	
						を乗じ	
						て得た	
						数	
						六三に	
						十二分	
						の	
						量	
						(0.01)	

と い た 数	態 「 数 」 を 乗 じ て 得	境 状 四 を 乗 じ て 得 た	準 環 に 十 二 分 の 四 十	「 標 」 （ 〇 ・ 〇 一 四 四	い て 二 酸 化 炭 素 の 量	に お る ト ン で 表 し た	の 条 に 伴 い 排 出 さ れ	下 こ ル 当 た り の 発 熱	（ 以 ） の 一 ギ ガ ジ ユ ー	状 態 系 炭 化 水 素 ガ ス	ル の 一 に 、 当 該 石 油	バ ー 発 熱 量 四 十 六 ・
------------------	---	---	---	--	---	---	---	---	--	---	---	---

の使用 LNG 然ガス ン 液化天	
トン	ル ー ト 方 メ 千 立 した 換 算 に う。
液化天然ガス LNGの 一ト ン 当たりの ギガ ジュール で表し た 発熱 量 五十四	

ウ 天然ガ	
標準	
天然ガスの標準	<p>・七に、当該液化天然ガス（LNG）の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇一三九に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数</p>

ス（液化 天然ガス ）（LNG ）を除く 。第四欄 において 同じ。） の使用	環境 状態 に換 算し た千 立方 メー トル	環境状態に換 算した千立方メー トル当たりのギ ガジュールで表 した発熱量三十 八・四に、当該 天然ガスの一ギ ガジュール当た りの発熱に伴い 排出されるトン で表した二酸化 炭素の量（〇・ 〇一三九に十二

		キ コーク ス 炉ガス の 使用										
		標準	環境	状態	に換	算し	た千	立方	メー	トル		
		コークス炉ガス	の標準環境状態	に換算した千立	方メートル当た	りのギガジュー	ルで表した発熱	量十八・四に、	当該コークス炉	ガスの一ギガジ	ユー	ル当たりの
		乗じて得た数	じて得た数)	を	分の四十四を乗							

除く。第	炉ガスを	発電用高	ス（オの	ノ 高炉ガ								
算し	に換	状態	環境	標準								
ガジュールで表	トル当たりのギ	した千立方メー	環境状態に換算	高炉ガスの標準	て得た数	得た数）を乗じ	四十四を乗じて	〇九に十二分の	の量（〇・〇一	した二酸化炭素	されるトンで表	発熱に伴い排出

		高炉ガス	の	使用	状態	環境
の	量	(〇	・	〇	二
した	二酸化炭素	の	量	(〇	・
される	トンで表	発熱	に伴い	排出	の	標準
ジュール	当たりの	ガス	の一	ギガジ	ジュール	当た
当該	発電用	高炉	の	標準	環境	状態
立方	メートル	当たり	の	標準	環境	状態
算し	の	ギガ	ジュール	当	た	千
た	千	ジュール	で	表	した	発熱
量	三・四	五に	、	当	該	発
電	用	高	炉	の	標準	環
境	状	態	の	換	算	し
た	千	立	方	に	換	算
に	換	算	し	た	千	立
方	メ	ー	トル	当	た	る
の	ギ	ガ	ジュ	ー	リ	の

									ク ス の 使 用						
ト ル	メ ー	立 方	た 千	算 し	に 換	状 態	環 境	標 準	環 境 状 態 に 換 算	転 炉 ガ ス の 標 準	て 得 た 数	得 た 数	を 乗 じ	四 十 四 を 乗 じ て	六 四 に 十 二 分 の
ジ ュ ー ル 当 た り	炉 ガ ス の 一 ギ ガ	五 三 に 、 当 該 転	し た 発 熱 量 七 ・	ガ ジ ュ ー ル で 表	ト ル 当 た り の ギ	し た 千 立 方 メ ー	環 境 状 態 に 換 算	標 準	環 境 状 態 に 換 算	転 炉 ガ ス の 標 準	て 得 た 数	得 た 数	を 乗 じ	四 十 四 を 乗 じ て	六 四 に 十 二 分 の

法 (昭和 算し	ガス事業 に換	事業者 (状態	ス (ガス 環境	ヤ 都市ガ 標準	
ガ ジュ ール で表	トル 当 た り の ギ	した 千 立 方 メ ー	環 境 状 態 に 換 算	都 市 ガ ス の 標 準	の 発 熱 に 伴 い 排 出 さ れ る ト ン で 表 し た 二 酸 化 炭 素 の 量 ($\text{O} \cdot \text{O}$ 四 二 〇 に 十 二 分 の 四 十 四 を 乗 じ て 得 た 数) を 乗 じ て 得 た 数

事業者を	ガス導管	する一般	項に規定	同条第六	業者及び	ス小売事	定するガ	三項に規	第二条第	十一号)	法律第五	二十九年
									トル	メー	立方	た千
て得た数)を乗	の四十四を乗じ	一四〇に十二分	素の量(〇・〇	表した二酸化炭	出されるトンで	の発熱に伴い排	ジュール当たり	市ガスの一ギガ	。に、当該都	の発熱量をいう	該都市ガスごと	した発熱量(当

げるもの までに掲 イからヤ の第二欄 マ 一の項 トン	の使用 同じ。 において 。第四欄 スをいう た都市ガ が供給し いう。 じて得た数
げるもの までに掲 イからヤ の第二欄 マ 一の項 トン 当該燃料の一ト ン当たりのギガ ジュールで表し た発熱量二十九 ・〇に、当該燃	の使用 同じ。 において 。第四欄 スをいう た都市ガ が供給し いう。 じて得た数

のほか、炭素を含む固体燃料（非化石燃料）（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーギーへの転換等に関する法

料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（ 0.029 九に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数

律（昭和
五十四年
法律第四
十九号）
第二条第
三項に規
定する非
化石燃料
をいう。
ケ及びフ
において
同じ。）
を除く。

の 使用	除 く。)	石 燃料を	料 (非化	む 液体燃	炭 素を 含	の ほか、	げ るもの	ま でに 掲	イ から ヤ	の 第二 欄	ケ 一の 項	の 使用
							ト ル	リ ツ	キ ロ	又 は	ト ン	
出 される トン	発 熱に 伴い 排	一 ル当 たりの	の 一ギ ガジュ	に、 当該 燃料	熱 量五十 一	ル で表 した 発	の ギガ ジュ	一 トン 当 たり	(1) 当 該燃 料の	か 大き い数	次 のう ちい ずれ	

(2) 当該燃料の
一キロリットル
当たりのギ
ガジュールで
表した発熱量
四一・八に、
〇・〇一六三
に十二分の十
四を乗じて得
た数) を乗じ
て得た数

フ ー の 項	
標 準	
当 該 燃 料 の 標 準	当 該 燃 料 の 一 ギ ガ ジ ユ ー ル 当 た り の 発 熱 に 伴 い 排 出 さ れ る ト ン で 表 し た 二 酸 化 炭 素 の 量 (0.0202 に 十 二 分 の 四 十 四 を 乗 じ て 得 た 数) を 乗 じ て 得 た 数

の第二欄	環境	環境状態に換算
イからヤ	状態	した千立方メー
までに掲	に換	トル当たりのギ
げるもの	算し	ガジュールで表
のほか、	た千	した発熱量四十
炭素を含	立方	六・一に、当該
む気体燃	メー	燃料の一ギガジ
料（非化	トル	ユール当たりの
石燃料を		発熱に伴い排出
除く。）		されるトンで表
の使用		した二酸化炭素
		の量（〇・〇一
		四四に十二分の

			二 生 石	灰 の 原	料 と し	て の 鉦	物 の 使	用		
			イ 生 石 灰	の 原 料 と	し て の 石	灰 石 の 使	用	ロ 生 石 灰	の 原 料 と し て の ド ロ マ イ ト	
			ト ン					ト ン		
	四 十 四 を 乗 じ て 得 た 数	得 た 数 を 乗 じ て 得 た 数	石 灰 石 の 一 ト ン	当 た り の 使 用 に	伴 い 排 出 さ れ る	ト ン で 表 し た	酸 化 炭 素 の 量 ○	・ 四 二 八	ド ロ マ イ ト の 一 ト ン 当 た り の 使 用 に 伴 い 排 出 さ れ る ト ン で 表 し	

		使用	酸塩の	又は炭	の鉱物	として	の原料	ガラス	ダ石灰	三	ソー	イ	
ドロマイ	としての	スの原料	石灰ガラ	ロソーダ	使用	石灰石の	としての	スの原料	石灰ガラ	石	ソーダ	の使用	
				トン						トン			
た二酸化炭素の	れるトンで表し	用に伴い排出さ	トン当たりの使	ドロマイトの一	・四四〇	酸化炭素の量〇	トンで表した二	伴い排出される	当たりの使用に	石灰石の一トン	量〇・四四九	た二酸化炭素の	

石灰ガラ	ニ ソーダ	の 使用	限 る。)	た もの に	生 産 さ れ	(国 内 で	ソ ー ダ 灰	と し て の	ス の 原 料	石 灰 ガ ラ	ハ ソ ー ダ	ト の 使 用
	ト ン										ト ン	
ソ ー ダ 灰 の 一 ト ン 当 た り の 使 用	ソ ー ダ 灰 の 一 ト ン					○ ・ 四 一 三	二 酸 化 炭 素 の 量	る ト ン で 表 し た	に 伴 い 排 出 さ れ	ソ ー ダ 灰 の 一 ト ン	ソ ー ダ 灰 の 一 ト ン	量 ○ ・ 四 七 一

炭酸バリ	としての	スの原料	石灰ガラ	ホ ソーダ	の 使用	に限る。	れたもの	ら輸入さ	(海外か	ソーダ灰	としての	スの原料
				トン								
した二酸化炭素	されるトンで表	使用に伴い排出	一トン当たりの	炭酸バリウムの					○・四一五	二酸化炭素の量	るトンで表した	に伴い排出され

としての	スの原料	石灰ガラ	トソーダ	用	ウムの使	炭酸カリ	としての	スの原料	石灰ガラ	へソーダ	用	ウムの使
			トン							トン		
い排出されるト	たりの使用に伴	ウムの一トン当	炭酸ストロンチ		の量〇・三二一	した二酸化炭素	されるトンで表	使用に伴い排出	一トン当たりの	炭酸カリウムの		の量〇・三二一

有する 塩を含む 四 炭酸	
の使用 イ 石灰石	炭酸スト ロンチウ ムの使用 チ ソーダ 石灰ガラ スの原料 としての 炭酸リチ ウムの使 用
トン	トン
石灰石の一トン 当たりの使用に 伴い排出される	ンで表した二酸 化炭素の量〇・ 三〇 炭酸リチウムの 一トン当たりの 使用に伴い排出 されるトンで表 した二酸化炭素 の量〇・六〇

鉄鋼	の使用	として	の原料	ガラス	石灰	、ソー	の使用	として	の原料	生石灰	使用（	鉱物の
							用	イトの使	ロドロマ			
									トン			
				量〇・四七一	た二酸化炭素の	れるトンで表し	用に伴い排出さ	トン当たりの使	ドロマイトの一	・四四〇	酸化炭素の量〇	トンで表した二

用（ソ	塩の使	五 炭酸	く。 ）	用を除	ての使	料とし	ける肥	地にお	及び耕	る使用	におけ	の製造
で生産さ	灰（国内	イ ソーダ										
		トン										
に伴い排出され	ン当たりの使用	ソーダ灰の一ト										

ーダ石	れたもの	るトンで表した
灰ガラ	に限る。	二酸化炭素の量
スの原	）の使用	○・四一三
料とし	ロソーダ	ソーダ灰の一ト
ての使	灰（海外	ン当たりの使用
用及び	から輸入	に伴い排出され
耕地に	されたも	るトンで表した
おける	のに限る	二酸化炭素の量
肥料と	）の使	○・四一五
しての	用	
使用を		
除く。		
）		

						六 ア ン イ ア ン モ ト ン
						の 製 造 の お け に お け る 原 料 の 使 用
ハ ア ン モ キ ロ	使 用	ー ク ス の	の 石 油 コ	料 と し て	ニ ア の 原	ロ ア ン モ ト ン
ナ フ サ の 一 キ ロ	の 量 三 ・ 〇 六	し た 二 酸 化 炭 素	さ れ る ト ン で 表	使 用 に 伴 い 排 出	一 ト ン 当 た り の	石 炭 の 一 ト ン 当 た り の 使 用 に 伴 い 排 出 さ れ る ト ン で 表 し た 二 酸 化 炭 素 の 量 二 ・ 三 三

ホ ア ン モ	の 使 用	L N G	然 ガ ス (の 液 化 天	料 と し て	ニ ア の 原	ニ ア ン モ	の 使 用	の ナ フ サ	料 と し て	ニ ア の 原		
標 準							ト ン			ト ル	リ ッ		
天 然 ガ ス (液 化	二 ・ 七 九	二 酸 化 炭 素 の 量	る ト ン で 表 し た	に 伴 い 排 出 さ れ	ン 当 た り の 使 用	L N G	の 一 ト	液 化 天 然 ガ ス (素 の 量 二 ・ 二 七	表 し た 二 酸 化 炭	出 さ れ る ト ン で	の 使 用 に 伴 い 排	リ ッ ト ル 当 た り

七 炭化									
けい素									
の原料									
イ 炭化け									
い素の原									
料として									
トン									
石油コークスの	六	炭素の量一・九	で表した二酸化	排出されるトン	りの使用に伴い	方メートル当た	に換算した千立	の標準環境状態	天然ガス（L N
一トン当たりの								G）を除く。）	
使用に伴い排出									

九 カ イ	使 用	炭 素 の	二 酸 化	お け る	製 造 に	ダ 灰 の	八 ソ イ	用	ス の 使	コ ク	の 石 油	と し て
イ カ バ			素 の 使 用	二 酸 化 炭	に お け る	灰 の 製 造	ソ イ ソ ダ			使 用	ー ク ス の	の 石 油 コ
ト ン							ト ン					
カ イ バ イ ド 法 ア	量 一 ・ 〇	た 二 酸 化 炭 素 の	り の ト ン で 表 し	量 の 一 ト ン 当 た	た 二 酸 化 炭 素 の	に 伴 い 排 出 さ れ	ソ ー ダ 灰 の 製 造			の 量 二 ・ 三	し た 二 酸 化 炭 素	さ れ る ト ン で 表

バイド 法アセ チレン の使用	十 製鋼 の用に 供する 電気炉 におけ る炭素 電極の
イド法ア セチレン の使用	イ 製鋼の 用に供す る電気炉 における 炭素電極 の使用
セチレンの一ト ン当たりの使用 に伴い排出され るトンで表した 二酸化炭素の量 三・三八	トン 製鋼の用に供す る電気炉におけ る炭素電極の一 トン当たりの使 用に伴い排出さ れるトンで表し た二酸化炭素の

		十一	使用
		鉄	
		鋼の製	
		造にお	
		ける鉦	
		物の使	
		用	
用	イトの使	イ	
	ロドロマ	石灰石	
	トン	トン	
た二酸化炭素の	れるトンで表し	石灰石の一トン	四
用に伴い排出さ	トン当たりの使	当たりの使用に	量十二分の四十
		伴い排出される	
		トンで表した二	
		酸化炭素の量〇	
		・四四〇	
		ドロマイトの一	

おける	製造に	イスの	ライア	十三ド					
化する	ける二酸	製造にお	アイスの	イドライ		の使用	インろう	ハ	パラフ
化炭素の				トン				トン	
ドライアイスと	炭素の量から、	用された二酸化	製造のために使	ドライアイスの	八	表した二酸化炭	出されるトンで	の	一トン当たり
						素の量〇・五九	の	の使用に伴い排	のパラフィンろう
									〇・一五〇

使用 イスの ライア 十四 ド	使用 炭素の 二酸化
使用 アイスの アイ ドライ	使用
トン	
酸化炭素の量一 トンで表した二 一トン当たりの 酸化炭素の量の として使用した二 ドライアイスと	して出荷された 二酸化炭素の量 を控除して得ら れる量の一トン 当たりのトンで 表した二酸化炭 素の量一・〇

十六 炭												
イ												
炭酸ガ												
トン												
炭酸ガス の使用	素の量一・〇	表した二酸化炭	当たりのトンで	れる量の一トン	を控除して得ら	た炭酸ガスの量	ンベに封入され	量から、当該ボ	れた炭酸ガスの	のために使用さ	ボンベへの封入	・〇

酸ガス	の	使用	(ドラ	イアイ	スの製	造のた	めの使	用及び	ポンベ	への封	入のた	めの使	用を除
-----	---	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

スの使用

に	伴	い	排	出	さ	れ	た	二	酸	化	炭	素	の	量	の	一	ト	ン	当	た	り	の	ト	ン	で	表	し	た	二	酸	化	炭	素	の	量	一	・	〇
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

く。以	下この	項にお	いて同	じ。	十七 耕	地にお	ける肥	料とし	ての鉦	物、炭	酸塩及	び尿素
					イト	イトの使	用				ロ	ルシウム
					トン						炭酸カ	
					ドロマイトの一	トン当たりの使	用に伴い排出さ	れるトンで表し	た二酸化炭素の	量〇・四八	炭酸カルシウム	の
											トン当たり	

2 令第一条第一項第一号ロ(2)の経済産業省令で 定める製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送は			の使用
		ハ 尿 素 の 使 用	の使用
		ト ン	
	七 三 化 炭 素 の 量 〇 ・ 〇 四 素 の 量 〇 ・ 四 四	の 使 用 に 伴 い 排 出 さ れ る ト ン で 表 示 し た 二 酸 化 炭 素 の 量 〇 ・ 四 四	尿 素 の 一 ト ン 当 た り の 使 用 に 伴 い 排 出 さ れ る ト ン で 表 示 し た 二 酸 化 炭 素 の 量 〇 ・ 〇 四

次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げるものとし、同号ロの経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるものとする。

一	石炭	イ	石炭坑	トン	石炭の一トン当
	の採掘		での石炭		たりの生産に伴
	(採掘		の採掘		い採掘の際に排
	後の工				出されるトンで
	程を含				表した二酸化炭
	む。				素の量〇・〇〇
					〇〇三七
ロ	石炭坑				石炭の一トン当

での石炭 の採掘後 の工程	ハ 露天掘 による石 炭の採掘
	トン
たりの生産に伴 い採掘後の工程 において排出さ れるトンで表し た二酸化炭素の 量〇・〇〇〇〇 四〇	石炭の一トン当 たりの生産に伴 い採掘の際に排 出されるトンで 表した二酸化炭 素の量〇・〇〇

に付随	(生産	の生産	二 原油						
原油の生	における	係る坑井	イ 生産に		後の工程	炭の採掘	による石	二 露天掘	
	トル	リツ	キロ					トン	
に係る坑井にお	生産に伴い生産	ットル当たりの	原油の一キロリ	〇一六	量〇・〇〇〇〇	た二酸化炭素の	れるトンで表し	において排出さ	い採掘後の工程
								たりの生産に伴	石炭の一トン当
									〇〇一九

産	ハ 生産に 係る坑井 における 海上に設 置された 施設を用 いて行う 原油の生 産
炭素の量〇・〇	キロ リッ トル
〇〇一三	原油の一キロリ ットル当たりの 生産に伴い生産 に係る坑井にお ける海上に設置 された施設から 排出されるトン で表した二酸化 炭素の量〇・〇 〇〇〇〇〇〇四 三

生産に	生産（	ガスの	三 天然													
天然ガス	における	係る坑井	イ 生産に						二 原油の							
に換	状態	環境	標準						キロ							
トル当たりの生	した一立方メー	環境状態に換算	天然ガスの標準	一	素の量〇・〇四	表した二酸化炭	出されるトンで	焼却において排	発生するガスの	随して発	生するガ	スの焼却	随して発	生に付	リッ	原油の一キロリ

いて行う	施設を用	置された	海上に設	における	係る坑井	ハ 生産に		の生産	天然ガス	いて行う
立方	た一	算し	に換	状態	環境	標準		トル	メー	立方
る海上に設置さ	係る坑井におけ	産に伴い生産に	トル当たりの生	した一立方メー	環境状態に換算	天然ガスの標準	〇〇〇〇〇八二一	表した二酸化炭	出されるトンで	れた施設から排
							素の量〇・〇〇			る陸上に設置さ

								ホ	
								天然ガ	
								スの採取	
								に付随し	
								て発生す	
								るガスの	
								焼却	
								標準	
								環境	
								環境状態に換	
								した一立方メー	
								トル当たりの採	
								取に付随して発	
								生するガスの焼	
								却に伴い排出さ	
								れるトンで表し	
								た二酸化炭素の	
								量〇・〇〇〇〇	
								〇一	
								〇二	
								〇〇〇〇二四	
								素の量〇・〇〇	
								トル	

の輸送	四原油											
ラインに	イパイプ					焼却	るガスの	て発生す	に付随し	スの処理	へ天然ガ	
リツ	キロ		トル	メー	立方	た一	算し	に換	状態	環境	標準	
よる原油の輸送	パイプラインに	〇一八	量〇・〇〇〇〇	た二酸化炭素の	れるトンで表し	却に伴い排出さ	生するガスの焼	理に付随して発	トルあたりの処	した一立方メー	環境状態に換算	天然ガスの標準

油の輸送 による原 外の手段 ライン以 ロパイプ	による原油 の輸送
トル リツ キロ	トル
一キロリットル いて当該原油の 原油の輸送にお 外の手段による パイプライン以	において当該原 油の一キロリツ トル当たりの輸 送に伴い排出さ れるトンで表し た二酸化炭素の 量〇・〇〇〇〇 〇〇四九

六 セ メ ン ト ク	産 気 の 生 け る 蒸 設 に お	五 地 熱 発 電 施	
イ セ メ ン ト ク リ ン	気 の 生 産 お け る 蒸	電 施 設 に	
ト ン		ト ン	
セ メ ン ト ク リ ン カ ー の 一 ト ン 当	量 〇 ・ 〇 〇 八 七 た 二 酸 化 炭 素 の れ る ト ン で 表 し	地 熱 発 電 施 設 に お け る 蒸 気 の 一 ト ン 当 た り の 生 産 に 伴 い 排 出 さ れ る ト ン で 表 し	い 排 出 さ れ る ト ン で 表 し た 二 酸 化 炭 素 の 量 〇 ・ 〇 〇 〇 〇 七 二

リンカ	カーの製	造	七 炭化	カルシ ウムの の製造	製造
たりの製造に伴 い排出されるト ンで表した二酸 化炭素の量〇・ 五一五	炭化カルシウム のートン当たり の製造（生石灰 の製造を行い、 当該生石灰を原 料とする炭化カ ルシウムの製造 を除く。）に伴		トン		

									八 二 酸
									イ 二 酸 化
									ト ン
									二 酸 化 チ タ ン を
									ル チ ル か ら 分 離 す る 方 法 に よ る 二 酸 化 チ タ ン の 製 造 に お い て 当 該 二 酸 化 チ タ ン の 一 ト ン 当 た り の 製 造 に 伴 い 排 出 さ れ る ト ン で 表 し た 二 酸 化 炭 素 の 量 一 ・ 四 三 二
									塩 化 チ タ ン と 酸 素 を 化 学 反 応 さ
									ロ 塩 化 チ タ ン と 酸 素 を 化 学 反 応 さ

<p>九 エチ レン等 の製造</p>	
<p>イ エチレ ン(ナフ サから製 造された</p>	<p>素を化学 反応させ る方法に よる二酸 化チタン の製造</p>
<p>トン エチレンの一 ン当たりの製造 に伴い排出され るトンで表した</p>	<p>せる方法による 二酸化チタンの 製造において当 該二酸化チタン の一トン当たり の製造に伴い排 出されるトンで 表した二酸化炭 素の量一・三四</p>

ものに限 る。第四 欄におい て同じ。	ロ エチレ ン（軽油 から製造 されたも のに限る 。第四欄 において 同じ。）
二酸化炭素の量 一・五六	トン エチレンの一ト ン当たりの製造 に伴い排出され るトンで表した 二酸化炭素の量 二・〇六

の製造	ハ エチレ ン（エタ ンから製 造された ものに限 る。第四 欄におい て同じ。	（の製造
トン		ニ エチレ ン（プロ ンから
エチレンの一ト ン当たりの製造 に伴い排出され	○・八六 二酸化炭素の量 るトンで表した に伴い排出され ン当たりの製造 に伴い排出され	エチレンの一ト ン当たりの製造 に伴い排出され

製造されたものに 限る。第四	製造されたものに 限る。第四欄において 同じの製造
エチレンの製造に 伴い排出される トンで表した 二酸化炭素の量 ○・九六	エチレンの製造に 伴い排出される トンで表した 二酸化炭素の量 ○・九四

欄におい	て同じ。)の製造	へ エチレ トン	ン(ナフ	サ、軽油	、エタン	、プロパ	ン及びブ	タンから	製造され	たものを	除く。第
				ン当たりの製造	に伴い排出され	るトンで表した	二酸化炭素の量	一・五六				

チレンの	チ酸化エ		の製造	エチレン	トクロロ	造	の製	いて同じ	四欄にお
	トン				トン				
一トン当たりの	酸化エチレンの	五	素の量〇・〇六	表した二酸化炭	出されるトンで	の製造に伴い排	の一トン当たり	クロロエチレン	

製造	リ ア ク リ ロ ニ ト リ の 製 造		ヌ カ ー ボ ン ブ ラ ッ ク の 一 ト ン 当 た
	ト ン		ト ン
製造に伴い排出 されるトンで表 した二酸化炭素 の量〇・三三三	ア ク リ ロ ニ ト リ の 一 ト ン 当 た り の 製 造 に 伴 い 排 出 さ れ る ト ン	三 炭 素 の 量 〇 ・ 七	カ ー ボ ン ブ ラ ッ ク の 一 ト ン 当 た

の製造 の製造 の製造	フ 無水マ レイン酸 トン	製造 タル酸の ル 無水フ トン	クの製造
の製造に伴い排	無水マ レイン酸 の一トン当たり	製造に伴い排出 されるトンで表 した二酸化炭素 の量〇・三七	りの製造に伴い 排出されるトン で表した二酸化 炭素の量二・一

								製造	ワ 水素の	
した	換算	態に	の状	気圧	が一	圧力	度で	が零	温度	
五	量 〇・〇〇〇八	た二酸化炭素の	れるトンで表し	造に伴う排出さ	トル当たりの製	した一立方メー	圧の状態に換算	度で圧力が一気	水素の温度が零	素の量一・一 表した二酸化炭 出されるトンで

ト	メ	立
ル	ー	方

3 | 令第一条第一項第一号ロ(3)の経済産業省令で

定める物質の焼却及び燃焼は、次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げるものとし、同号ロの経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄で掲げるものとする。

一	鉄鋼	イ	高炉ガス	標準	高炉ガスの標準
	の製造		スの燃焼	環境	環境状態に換算
	におい			状態	した千立方メー
て	生じ			に換	トル当たりの燃

の処理	廃棄物	回収（	却（熱	物の焼	三 廃棄	の焼却	二 溶剤	
に特定有	もの並び	動物性の	もの及び	植物性の	イ 廃油（	焼却	イ 溶剤の	
					トン		トン	トル
九三	化炭素の量二・	ンで表した二酸	い排出されるト	たりの焼却に伴	廃油の一トン当	三五	溶剤の一トン当	・一六
						ンで表した二酸	たりの焼却に伴	
						化炭素の量二・	い排出されるト	

及 び 清	掃 に 関	す る 法	律 (昭	和 四 十	五 年 法	律 第 百	三 十 七	号 。 ホ	に お い	て 「 廃	棄 物 処	理 法
害 産 業 廃	棄 物 (廃	棄 物 の 処	理 及 び 清	掃 に 関 す	る 法 律 施	行 令 (昭	和 四 十 六	年 政 令 第	三 百 号	第 二 条 の	四 第 五 号	に 規 定 す

。以下	は除く	うもの	）を行	いう。	回収を	する熱	に規定	第一項	二の四	九条の	。第	という
焼却	じ。の	おいて同	第四欄に	を除く。	あるもの	じ。で	おいて同	この項に	う。以下	棄物をい	害産業廃	る特定有

ハ 合 成 繊 維 の 焼 却 ト ン	この項 ロ 廃油（ におい 特定有害 産業廃棄 物である ものに限 る。第四 欄におい て同じ。 ）の焼却
合成繊維の一ト ン当たりの焼却 に伴い排出され るトンで表した	廃油の一トン当 たりの焼却に伴 い排出されるト ンで表した二酸 化炭素の量一・ 〇二

ニ 廃 タイ の 焼 却	ホ 合 成 織 維 及 び 廃 タイ ヤ を 除 く 廃 プ ラ ス チ ッ		
ト ン	ト ン		
二酸化炭素の量 二・三一	廃 タイ ヤ の 一 ト ン 当 た り の 焼 却 に 伴 い 排 出 さ れ る ト ン で 表 し た 二 酸 化 炭 素 の 量 一・六四	廃 プ ラ ス チ ッ ク 類 の 一 ト ン 当 た り の 焼 却 に 伴 い 排 出 さ れ る ト ン で 表 し た 二 酸 化 炭 素 の 量	

ク類以外
の廃プラ
スチック
類（廃棄
物処理法
第二条第
四項に規
定する産
業廃棄物
（第四欄
において
単に「廃
プラスチック

炭素の量二・五
六

却 容器の焼 ート製の レフタレ チレンテ へ ポリエ トン	焼却 る。の ものに限 である という。 ツク類
酸化炭素の量二 トンで表した二 伴い排出される 当たりの焼却に の容器の一トン レフタレート製 ポリエチレンテ	

ト	ト	
廃プラ	廃	・二七
スチック	プラスチック	
類（合成	類の一トン当た	
繊維、廃	りの焼却に伴い	
タイヤ、	排出されるトン	
ホの合成	で表した二酸化	
繊維及び	炭素の量二・七	
廃タイヤ	六	
を除く廃		
プラスチ		
ック類以		
外の廃プ		

の焼却 チ紙くず	の焼却 同じ。 において 。第四欄 器を除く ト製の容 フタレ レンテレ ポリエチ ク類及び ラスチツ
トン	
当たりの焼却に 紙くずの一トン	

それぞれ第二欄に掲げるものとし、同号口の経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるものとする。

一	原油又は天然ガスの坑井における試掘	原油又は天然ガスの坑井における試掘	原油又は天然ガスの生産に係る坑井の一井当たりの試掘に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇〇二八
二	原油又は天然ガスの坑井	原油又は天然ガスの坑井	原油又は天然ガスの生産に係る坑井の一井当たりの試掘に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇〇二八

坑井に	に係る	の生産	然ガス	又は天	三 原油	る試験	に關す	る性状	におけ	の坑井	然ガス	又は天
る点検	井におけ	に係る坑	スの生産	は天然ガ	イ 原油又			する試験	性状に關	における	スの坑井	は天然ガ
					井数							
で表した二酸化	排出されるトン	りの点検に伴い	坑井の一井当た	スの生産に係る	原油又は天然ガ	素の量五・七	表した二酸化炭	出されるトンで	る試験に伴い排	りの性状に關す	坑井の一井当た	スの生産に係る

点検	おける	炭素の量	〇・〇
		〇〇四八	

5 前条第七項の規定は、令第一条第一項第一項ロの二酸化炭素の量の算定について準用する。

第七条 第五条第七項及び前条第一項から第四項までの規定は、令第一条第一項第二号の二酸化炭素の量の算定について準用する。

(令第一条第一項第一号イ及びロ並びに第二号の二酸化炭素の量の算定方法に代わる二酸化炭素の量の算定方法)

第八条 事業者は、令第一条第一項第一号イ及び

(新設)

(新設)

ロ並びに第二号の二酸化炭素の量を次の各号に掲げる方法により算定することができるときは、同項第一号イ及びロ並びに第二号の規定にかかわらず、同項第一号イ及びロ並びに第二号に掲げる方法に代えて、次の各号に掲げるいずれかの方法を用いて、同項第一号イ及びロ並びに第二号の二酸化炭素の量を算定することができる。

一 実測する方法

二 前号に掲げるもののほか、製造量、使用量その他の二酸化炭素の排出を伴う事業活動の規模に関する数値と当該事業活動に伴う当該二酸化炭素の排出量との関係を示す数式とし

て適切と認められるものを用いて算定する方
法

三 二酸化炭素の製造、使用その他の取扱いの
過程において変動する当該二酸化炭素の量に
基づき算定する方法

(令第一条又は前条の規定により二酸化炭素の
排出量を算定することが困難な場合の二酸化炭
素の排出量の算定方法)

第九条 事業者は、令第一条又は前条の規定によ
り二酸化炭素の排出量を算定するに当たって、
二酸化炭素の排出を伴う活動の規模を示す指標
の数値(令第一条第一項第一号イに規定する数

(新設)

値をいう。第一号において同じ。）その他当該算定の基礎となる数値又は二酸化炭素の量（以下この条において「算定基礎値」という。）が計測又は算定できない場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により当該計測又は算定できない算定基礎値の推計値（以下この項において単に「推計値」という。）を算定し、当該推計値を用いて、二酸化炭素の排出量を算定することができる。この場合において、当該事業者は、届出年度の七月末日までに、当該推計値の算定方法を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 特定事業活動（法第三十二条第二項第四号

ロに規定する主務省令で定める事業活動をいう。以下この条において同じ。）に伴う二酸化炭素（活動量（実施指針で定めるところにより特定事業活動ごとに算定される活動の規模を示す指標の数値をいう。以下この条において同じ。）が燃料使用量である特定事業活動に伴うものを除く。）の排出量の算定における算定基礎値を推計する場合であつて、推計する期間（以下この項において「推計期間」という。）における当該特定事業活動の活動量を計測できる場合 次のイからニまでに掲げる推計値の算定の対象となる期間に応じ、それぞれイからニまでに定める方法

イ 推計値の算定の対象となる期間が一日未

満の場合 当該期間が属する日及び当該日

の前後一日ずつ（推計期間を除く。）にお

ける当該特定事業活動の算定基礎値を当該

期間が属する日及び当該日の前後一日ずつ

（推計期間を除く。）における当該特定事

業活動の活動量で除した値に、推計期間に

おける当該特定事業活動の活動量及び一・

〇七五を乗じる方法

ロ 推計値の算定の対象となる期間が一日以

上一月未満の場合 当該期間が属する月及

び当該月の前後一月ずつ（推計期間を除く

。）における当該特定事業活動の算定基礎

値を当該期間が属する月及び当該月の前後
一月ずつ（推計期間を除く。）における当
該特定事業活動の活動量で除した値に、推
計期間における当該特定事業活動の活動量
及び一・〇七五を乗じる方法

ハ 推計値の算定の対象となる期間が一月以
上一年未満の場合 当該年度（推計期間を
除く。）における当該特定事業活動の算定
基礎値を当該年度（推計期間を除く。）に
おける当該特定事業活動の活動量で除した
値に、推計期間における当該特定事業活動
の活動量及び一・〇七五を乗じる方法

ニ 推計値の算定の対象となる期間が一年の

場合 前年度における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量を当該前年度における当該特定事業活動の活動量で除した値に、推計期間における当該特定事業活動の活動量及び一・〇七五を乗じる方法

二 特定事業活動に伴う二酸化炭素（活動量が燃料使用量である特定事業活動に伴うものに限る。）又は特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量の算定における算定基礎値を推計する場合 次のイ及びロに掲げる推計値の算定の対象となる期間に応じ、それぞれイ及びロに定める方法

イ 推計値の算定の対象となる期間が一日未

満の場合 当該期間が属する日及び当該日の前後一日ずつ（推計期間を除く。）における当該事業活動の算定基礎値を時間平均した値に、その平均値に対する標準偏差に2を乗じた値を加算した値に、推計期間（単位は、時間とする。）を乗じる方法

ロ 推計値の算定の対象となる期間が一日以上一月未満の場合 当該期間が属する月及び当該月の前後一月ずつ（推計期間を除く。）における当該事業活動の算定基礎値を日平均した値に、その平均値に対する標準偏差に2を乗じた値を加算した値に、推計期間（単位は、日とする。）を乗じる方法

2 | 事業者は、特定事業活動に伴う二酸化炭素（

活動量が燃料使用量である特定事業活動に伴うものに限る。）の排出量又は特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量の算定における算定基礎値が一月以上計測又は算定できない場合、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める方法で二酸化炭素の排出量を算定することができる。この場合において、当該事業者は、届出年度の七月末日までに、当該算定方法を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

一 算定基礎値が計測又は算定できない期間が一月以上一年未満の場合 次のイ又はロのい

ずれか大きい値を二酸化炭素の排出量とする
方法

イ 割当年度における割当量に相当する二酸化炭素の量に一・〇七五を乗じる方法

ロ 次の(1)及び(2)に掲げる量を合算した量

(1) 当該年度（算定基礎値が計測又は算定できない期間を除く。）における二酸化炭素の排出量

(2) 当該年度（算定基礎値が計測又は算定できない期間を除く。）における二酸化炭素の排出量の日平均に、一・〇七五及び当該算定基礎値が計測又は算定できない期間（単位は、日とする。）を乗じた

量

二 算定基礎値が計測又は算定できない期間が

一年の場合 次のイ又はロのいずれか大きい

値を二酸化炭素の排出量とする方法

イ 割当年度における割当量に相当する二酸

化炭素の量に一・〇七五を乗じる方法

ロ 当該年度の前年度の二酸化炭素の排出量

に、一・〇七五を乗じた量

(法第三十三条第一項の届出)

第十条 法第三十三条第一項の規定による届出は

、毎年度九月末日までに、様式第二による届出

書一通を提出しなければならない。ただし、災

(新設)

害その他やむを得ない理由がある場合において
経済産業大臣の承認を受けたときは、当該届出
の期限を延期することができる。この場合にお
いて、延期後の期限は、当該届出の期限の翌日
から起算して一年を超えない範囲内で定めなけ
ればならない。

2 | 法第三十三条第一項第五号の経済産業省令で
定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする

- ° |
- 一 | 主たる事業活動に係る事業所管大臣
 - 二 | 工場又は事業場の所在地
 - 三 | 連絡担当者の氏名及び電話番号その他の連
絡先
-

-
- 四| 年度平均排出量を前条の規定により算定した場合には、その旨
- 五| 法第三十三条第一項の規定による届出をしようとする事業者が同条第二項の規定による確認を受ける登録確認機関の名称及び代表者の氏名
- 六| 密接関係者と共同して届出をする場合には、当該密接関係者が第十四条各号のいずれに該当するか及び当該密接関係者と一体的に行う脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資の内容
- 七| 法第三十二条第二項第五号の脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに当たって勘案す
-

べき事項がある場合には、その内容

3 | 第一項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 | 登記事項証明書（その者が個人である場合には、住民票の写し。）

二 | 届出年度及び当該年度の前年度においてエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十六条第一項、第二十八条第一項、第四十条第一項、第五十条、第三百七条第一項、第三百三十一条第一項、第三百三十六条第一項、第四百四十一条又は第四百四十五条第一項の規定による報告を行った場合には、当該各年度において経済産業大臣

又は国土交通大臣に提出した次のイからチまでに掲げる書類の写し

イ エネルギーの使用の合理化及び非化石エ

ネルギーへの転換等に関する法律施行規則

(昭和五十四年通商産業省令第七十四号)

様式第九の特定第一表、特定第二表、特定

第三表、認定第一表、認定第二表、指定第

一表、指定第二表、指定第四表又は指定第

五表

ロ エネルギーの使用の合理化及び非化石エ

ネルギーへの転換等に関する法律施行規則

様式第十九の第一表、第二表又は第三表

ハ エネルギーの使用の合理化及び非化石エ

-
- エネルギーへの転換等に関する法律の規定に
基づく輸送事業者に係る届出等に関する省
令（平成十八年国土交通省令第十一号）様
式第四の表紙、第一表、第三表又は第四表
- ニ エネルギーの使用の合理化及び非化石エ
ネルギーへの転換等に関する法律の規定に
基づく輸送事業者に係る届出等に関する省
令様式第八の表紙、第一表、第三表又は第
四表
- ホ エネルギーの使用の合理化及び非化石エ
ネルギーへの転換等に関する法律の規定に
基づく輸送事業者に係る届出等に関する省
令様式第十三の表紙、第一表、第三表又は
-

第四表

へ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令様式第二十の表紙、第一表、第三表又は第四表

ト エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令様式第二十一の表紙、第一表、第三表又は第四表

チ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に

基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令様式第二十五の表紙、第一表、第三表又は第四表

三 届出年度又は当該年度の前年度においてエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第二項の書面を受けた場合、同法第八十五条第二項の書面の交付を受けた場合、同法第八十六条第二項の書面の交付を受けた場合又は同法第八十七条第二項の書面の交付を受けた場合には、届出年度又は当該年度の前年度において登録調査機関（同法第八十四条第一項に規定する登録調査機関をいう。）が経済産業大臣に

提出したエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則様式第二十一の特定第一表、特定第二表、特定第三表、認定第一表、認定第二表、指定第一表、指定第二表、指定第四表又は指定第五表の写し

四 前項第七号の勘案すべき事項として法第三十二条第二項第五号イの事業分野ごとの国際競争力の維持又は向上に関する事項を届け出る場合には、当該事業分野における前年度の営業利益を疎明する資料

五 前項第七号の勘案すべき事項として法第三十二条第二項第五号ロの脱炭素成長型経済構

造への円滑な移行の推進に資する研究及び技術開発に関する事項を届け出る場合には、割当年度の前年度における当該研究及び技術開発に係る研究開発費及び売上高を疎明する資料

(法第三十三条第一項の届出事項の変更)

第十一条 脱炭素成長型投資事業者は、届け出た事項（法第三十三条第一項第四号及び前条第二項第六号の事項を除く。）に変更があったとき（合併により消滅する場合を含む。）は、遅滞なく、様式第三によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(新設)

(法第三十三条第二項の確認の申請)

第十二条 法第三十三条第二項の確認の申請は、様式第四による申請書を登録確認機関に提出することによって行うものとする。

(新設)

(排出目標量に関する確認報告書)

第十三条 登録確認機関は、法第三十三条第二項の排出目標量(早期排出削減量(過去の二酸化炭素の排出の削減量を勘案して算定する二酸化炭素の量であつて排出目標量の設定の基礎となるものをいう。第四項において同じ。))を除く。この条及び第十九条第二項において同じ。)

(新設)

の確認を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記載した排出目標量に関する確認報告書をもって、当該確認の申請をした事業者に当該確認の結論を通知しなければならない。

- 一 排出目標量に関する確認報告書の表題
 - 二 排出目標量に関する確認報告書の発行年月日
 - 三 排出目標量に関する確認報告書の宛先
 - 四 登録確認機関の名称、確認業務を行う事務所及びその所在地並びに確認業務の責任者の氏名
 - 五 確認を行った対象及びその確認の方法
 - 六 確認の対象となった排出目標量が、実施指
-

針に準拠して設定されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論及びその根拠

七| 申請をした事業者の確認対象に関する責任

八| 登録確認機関の確認業務に関する責任

九| 前各号に掲げるもののほか、排出目標量に関する確認報告書に記載すべき事項

2| 前項第六号の結論は、次の各号に掲げる結論の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載するものとする。

一| 無限定の結論 排出目標量が、実施指針に準拠して設定されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった

旨

二 限定付結論 排出目標量が、除外事項の及ぼす影響を除き実施指針に準拠して設定されていないと信じさせる事項が重要な点において認められなかった旨

三 否定的結論 排出目標量が、実施指針に準拠して設定されていないと信じさせる事項が重要な点において認められた旨

3 登録確認機関は、重要な確認の手続が実施されなかった場合その他やむを得ない事情により第一項第六号の結論の表明ができない場合には、同項の規定にかかわらず、同号の結論の表明をしない旨及びその理由を排出目標量に関する

確認報告書に記載しなければならない。

4 | 登録確認機関は、早期排出削減量に関する確認を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記載した早期排出削減量に関する確認結果報告書をもって、当該確認の申請をした事業者に当該確認の結果を通知しなければならない。

一 | 早期排出削減量に関する確認結果報告書の
表題

二 | 早期排出削減量に関する確認結果報告書の
発行年月日

三 | 早期排出削減量に関する確認結果報告書の
宛先

四 | 登録確認機関の名称、確認業務を行う事務

所及びその所在地並びに確認業務の責任者の

氏名

五| 確認を行った対象及びその確認の方法

六| 早期排出削減量に関する確認の結果

七| 申請をした事業者の確認対象に関する責任

八| 登録確認機関の確認業務に関する責任

九| 前各号に掲げるもののほか、早期排出削減

量に関する確認結果報告書に記載すべき事項

(密接関係者の要件)

第十四条 法第三十三条第四項の経済産業省令で

定める密接関係者は、届出年度において法第三

十三条第一項の規定による届出を行わなければ

(新設)

ならないものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 法第三十三条第四項の規定による届出をしようとする事業者（次号及び第三号において「代表者」という。）の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定するものをいう。第三号において同じ。）
 - 二 代表者の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第五項に規定する関連会社
 - 三 代表者の直接の親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社のうち、当該代表者の支配持分を直接に有するものをいう。）の他の
-

直接の子会社（子会社のうち、当該直接の親会社が支配持分を直接に有する子会社に限る。）

（法第三十四条第一項の脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当て）

第十五条 経済産業大臣は、法第三十三条第一項の規定による届出の内容が実施指針に照らして適切なものであると認めるときは、当該届出をした脱炭素成長型投資事業者に対し、届出年度の十一月末日に、法第三十四条第一項の規定により脱炭素成長型投資事業者排出枠を割り当てるものとする。ただし、第十条第一項ただし書

（新設）

の規定により届出の期限を延期する場合その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。

(法第三十五条第一項の報告)

第十六条 法第三十五条第一項の規定による報告は、法第三十四条第一項の割当年度(同項の規定により脱炭素成長型投資事業者排出枠が割り当てられる年度をいう。ただし、本来脱炭素成長型投資事業者排出枠が割り当てられるべき年度の翌年度以降に割り当てられる場合にあつては、当該本来脱炭素成長型投資事業者排出枠が割り当てられるべき年度をいう。次項第三号及

(新設)

び第二十条において同じ。)の翌年度の九月末日までに、様式第五による報告書一通を提出してしななければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合において経済産業大臣の承認を受けたときは、当該報告の期限を延期することができる。この場合において、延期後の期限は、当該報告の期限の翌日から起算して二月を超えない範囲内で定めなければならない。

2 | 脱炭素成長型投資事業者が行う法第三十五条第一項の規定による報告に係る同項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 排出実績量の算定に関する事項及び当該算定のために使用する計量器に関する事項

二 排出実績量を第九条の規定により算定した場合には、その旨

三 割当年度における工場又は事業場の新設、廃止、承継又は譲渡その他の二酸化炭素の排出量の増減に関する事情

3 第一項の報告には、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 排出実績量の算定において、国内認証排出削減量（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生

労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通
省・環境省令第二号。以下この号において「
報告命令」という。）第一条第五号に規定す
る国内認証排出削減量をいう。以下この号に
おいて同じ。）及び海外認証排出削減量（報
告命令第一条第六号に規定する海外認証排出
削減量をいう。以下この号において同じ。）
に関し、実施指針で定めるところにより加減
した場合には、当該国内認証排出削減量及び
海外認証排出削減量に関する資料

二 前項第三号の二酸化炭素の排出量の増減に
関する事情が生じた日を疎明する資料

(法第三十五条第二項の確認の申請)

第十七条 第十二条の規定は、法第三十五条第二項の確認の申請について準用する。

(新設)

(排出実績量に関する確認報告書)

第十八条 第十三条第一項から第三項までの規定は、排出実績量に関する確認報告書について準用する。

(新設)

(訂正の報告)

第十九条 事業者は、法第三十三条第一項の規定による届出に際し、届出年度より前の年度における法第三十四条第一項の規定により割り当てる

(新設)

られた量又は法第三十六条第一項若しくは第二項の規定により通知された量について、その基礎となる事実に変更があつたと認められる場合には、経済産業大臣に訂正の報告をしなければならぬ。

2 | 前項の場合において、排出目標量又は排出実績量に関し、重大な事実に変更があつたと認められる場合には、訂正の報告をしようとする事業者は、当該訂正した排出目標量又は排出実績量が適切に訂正されていることについて、あらかじめ、登録確認機関の確認を受けなければならない。

3 | 前項の場合において、第一項の規定による訂

正の報告には、登録確認機関が前項の規定により行った確認の結果を記載した訂正に関する確認報告書を添付しなければならない。

4 第二項の確認の申請は、様式第六による申請書を登録確認機関に提出することによって行うものとする。

5 登録確認機関は、第二項の確認を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記載した訂正に関する確認報告書をもって、当該確認の申請をした事業者に当該確認の結論を通知しなければならない。

- 一 訂正に関する確認報告書の表題
 - 二 訂正に関する確認報告書の発行年月日
-

-
- 三| 訂正に関する確認報告書の宛先
 - 四| 登録確認機関の名称、確認業務を行う事務所及びその所在地並びに確認業務の責任者の氏名
 - 五| 確認を行った対象及びその確認の方法
 - 六| 確認の対象が、実施指針に準拠して設定されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論及びその根拠
 - 七| 申請をした事業者の確認対象に関する責任
 - 八| 登録確認機関の確認業務に関する責任
 - 九| 前各号に掲げるもののほか、訂正に関する確認報告書に記載すべき事項
-

(合併)

第二十条 脱炭素成長型投資事業者（届出年度における年度平均排出量が十万吨以上の事業者であつて、当該年度の届出を行う前に合併により消滅する事業者を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、当該合併がその効力を生ずる日の属する割当年度における合併後存続した法人（当該法人が当該年度の脱炭素成長型投資事業者となる場合に限る。）に対する法第三十五条第一項及び第三十六条第一項の規定の適用については、「排出実績量」とあるのは、「排出実績量（脱炭

(新設)

素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則（令和六年経済産業省令第三号）
第二十條の合併により消滅した法人の事業活動に伴うものを含む。」とする。

（法第三十六條第一項又は第二項の通知）

第二十一條 経済産業大臣は、法第三十五條第一項の規定による報告の内容が適切であると認められる場合には、当該報告が属する年度の十一月末日に、当該報告をした脱炭素成長型投資事業者に法第三十六條第一項の通知をするものとする。
ただし、同條第二項の規定により通知する場合その他やむを得ない場合には、この限りでは

（新設）

ない。

(法人等保有口座の記録事項)

第二十二條 法第四十七條第二項第二號の經濟產

業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法人等保有口座名義人の電話番号その他の連絡先

二 法人等保有口座名義人が法人の場合には、脱炭素成長型投資事業者排出枠の管理を行う部署の名称、住所及び電話番号その他の連絡先

三 その他法人等保有口座の維持管理上必要な

(新設)

事項

(法人等保有口座の開設の申請)

第二十三条 法第四十八条第三項の申請書の様式は、様式第七のとおりとする。

2 法第四十八条第三項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法人等保有口座の開設を受けようとする者の電話番号その他の連絡先
- 二 法人等保有口座の開設を受けようとする者が法人の場合には、脱炭素成長型投資事業者が排出枠の管理を行う部署の名称、住所及び電話番号その他の連絡先

(新設)

三 法人等保有口座の開設を受けようとする者が個人の場合には、氏名及び脱炭素成長型投資事業者排出枠の管理を行う事務所の所在地

3 法第四十八条第四項の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 法人 定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

二 脱炭素成長型投資事業者である個人 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十

五年法律第二十七号) 第二条第七項に規定する個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類

(法第四十九条第一項の届出)

第二十四条 法第四十九条第一項の規定による届出は、様式第八による届出書によってしなければならない。

2 前項の届出書には、法人等保有口座名義人の前条第三項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類(定款を除く。以下同じ。)を添付しなければならない。ただし、変更があつた事項が前条第二項第二号に掲げる事項

(新設)

のみである場合には、登記事項証明書を添付すること
を要しない。

(振替手続の申請方法)

第二十五条 法第五十条第二項の経済産業省令で定める方法は、電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(新設)

二 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

(申請による脱炭素成長型投資事業者排出枠の振替を行わない場合)

第二十六条 法第五十条第四項の経済産業省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 令第七条に規定する脱炭素成長型投資事業者排出枠についての処分の制限に関する事項

(新設)

の記録がある脱炭素成長型投資事業者排出枠の振替の申請である場合

二 当該振替に係る法人等保有口座の記録事項に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがある場合

三 当該振替に係る法人等保有口座の開設又は当該口座において管理される脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当て若しくは振替に関し、不正の行為又は法令に違反する重大な事実があることが判明した場合

四 当該振替に係る法人等保有口座の名義人が法令又はこれに基づく経済産業大臣の処分若しくは指示に違反した場合

五 | その申請に係る事項が虚偽である場合

六 | その申請の手續に不備がある場合

2 | 経済産業大臣は、前項の規定により法人等保有口座にある脱炭素成長型投資事業者排出枠の振替を制限した場合には、遅滞なく、当該法人等保有口座名義人にその旨を通知するものとする。

（排出枠口座簿に記録されている事項の証明の請求）

第二十七条 | 法第五十五条の請求は、様式第九の請求書によつてしなければならない。

2 | 前項の申請書には、申請を行う法人等保有口

（新設）

座名義人の第二十三条第三項各号に掲げる区分に
応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付
しなければならない。

3 経済産業大臣は、法第五十五条の規定による
請求があつた場合において、遅滞なく、当該請
求に係る排出枠口座簿に記録されている事項を
証明した書面を交付するものとする。

(法人等保有口座の廃止の申請)

第二十八条 法人等保有口座名義人は、自己の法
人等保有口座に記録されている脱炭素成長型投
資事業者排出枠について、その全部を他の法人
等保有口座に移転した場合又は償却した場合に

(新設)

は、自己の法人等保有口座の廃止を申請することができる。

2 前項の申請は、様式第十の申請書によつてしななければならない。

3 前項の申請書には、申請を行う法人等保有口座名義人の第二十三条第三項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(手数料の納付方法)

第二十九条 法第七十五条第一項の手数料は、現金で納付しなければならない。

(新設)

(設立の認可申請)

第三十条 法第八十六条第一項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、定款及び事業計画書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

2 前項の事業計画書に記載すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法第百十一条第一項各号及び第二項に掲げる業務の開始の時期

二 法第百十一条第一項各号及び第二項に掲げる業務に関する計画の概要

三 五 (略)

(設立の認可申請)

第二条 法第二十九条第一項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、定款及び事業計画書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

2 前項の事業計画書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五十四条第一項各号に掲げる業務の開始の時期

二 法第五十四条第一項各号に掲げる業務に関する計画の概要

三 五 (略)

(運営委員会の委員の任命及び解任の認可申請

)

第三十一条 機構の理事長は、法第九十三条の認

可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならぬ。

一 (略)

二 任命しようとする者が法第九十五条第一号から第三号までのいずれにも該当していないこと誓約

三 (略)

2 機構の理事長は、法第九十五条の認可を受け

(運営委員会の委員の任命及び解任の認可申請

)

第三条 機構の理事長は、法第三十六条の認可を

受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならぬ。

一 (略)

二 任命しようとする者が法第三十八条第一号から第三号までのいずれにも該当していないこと誓約

三 (略)

2 機構の理事長は、法第三十八条の認可を受け

ようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

(理事の任命及び解任の認可申請)

第三十二条 機構の理事長は、法第百一条第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 任命しようとする者が法第九十五条第一号及び第三号並びに第百三条各号のいずれにも該

ようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

(理事の任命及び解任の認可申請)

第四条 機構の理事長は、法第四十四条第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 任命しようとする者が法第三十八条第一号及び第三号並びに第四十六条各号のいずれにも

当していないこと並びに営利を目的とする団体の役員でないこと及び自ら営利事業に従事していないことの誓約

三 (略)

2 機構の理事長は、法第百四条第二項の規定によりその規定の例によることとされた第百一条第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

(役員の兼職の承認申請)

第三十三条 役員は、法第百五条ただし書の承認

該当していないこと並びに営利を目的とする団体の役員でないこと及び自ら営利事業に従事していないことの誓約

三 (略)

2 機構の理事長は、法第四十七条第二項の規定によりその規定の例によることとされた第四十条第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

(役員の兼職の承認申請)

第五条 役員は、法第四十八条ただし書の承認を

を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

(目的達成業務の認可申請)

第三十四条 機構は、法第百十一条第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

(業務の委託の認可申請)

受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

(目的達成業務の認可申請)

第六条 機構は、法第五十四条第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

(業務の委託の認可申請)

第三十五条 機構は、法第百十二条の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～四 (略)

(業務方法書の作成及び変更の認可申請)

第三十六条 機構は、法第百十三条第一項前段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した業務方法書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 法第百十一条第一項第一号から第九号までに掲げる業務及び同条第二項の業務に関する

第七条 機構は、法第五十五条の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～四 (略)

(業務方法書の作成及び変更の認可申請)

第八条 機構は、法第五十六条第一項前段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した業務方法書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 法第五十四条第一項第一号から第四号までに掲げる業務に関する事項

事項

二 法第五十四条第三項の認可を受けて行う業務に関する事項

三 (略)

2 機構は、法第一百三十三条第一項の変更の認可を受けようとするときは、変更後の業務方法書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

(削る)

二 法第五十四条第二項の認可を受けて行う業務に関する事項

三 (略)

2 機構は、法第五十六条第一項の変更の認可を受けようとするときは、変更後の業務方法書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

(検査職員の身分証明書)

第九条 法第七十条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別

記様式によるものとする。

(定款の変更の認可申請)

第三十七条 機構は、法第百三十三条の変更の認可を受けようとするときは、変更後の定款に次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。

一～四 (略)

(立入検査の身分証明書)

第三十八条 法第百三十二条第一項及び第百三十六条第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、

(定款の変更の認可申請)

第十条 機構は、法第七十一条の変更の認可を受けようとするときは、変更後の定款に次の掲げる事項を記載した書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。

一～四 (略)

(新設)

様式第十一によるものとする。

2 法第三百二十六条第五項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、様式第十二によるものとする。

別表第一（第六条関係）

一	電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島において発電の用に供する燃料
二	二酸化炭素の排出量の算定の基盤が整備されていない者その他特別な配慮を必要とする者として輸送の区分ごとに経済産業大臣及び国土交通大臣が定める者が当該輸送の区分において使用する燃料

（新設）

三

本土と離島（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島をいう。以下この項において同じ。）
、沖縄島と離島及び

<p>離島と離島並びに離島内の交通を確保するため、の航路及び航空路における船舶による貨物若しくは旅客の輸送の用に供する燃料又は航空機（最大離陸重量が七十トン未満のものに限る。）の運航の用に供する燃料</p>	<p>四 旅客輸送密度（旅客輸送量について算定した旅客営業キロ（旅客営業に係る営業キロをいう。備考において同じ。）一キロメートル当たり一日平均旅客輸送人員をいう。備考において同じ。）が四千人未満の鉄道の路線において旅客の輸送の事業の用に供する燃料</p>
---	--

(経過措置)	附則	<p>五 船舶（本邦内の各地間において発着するものを除く。）による貨物若しくは旅客の輸送の用に供する燃料又は航空機の運航（本邦内におけるものを除く。）の用に供する燃料</p>
		<p>備考 この表の四の項に規定する旅客輸送密度及び旅客営業キロの算定に関し必要な事項は、経済産業大臣及び国土交通大臣が告示で定める。</p>

(経過措置)	附則
--------	----

2 法附則第六条の別に法律で定める日の前日までの間は、第三十条第二項第一号及び第二号の規定の適用については、これらの規定中「第一百一条第一項各号」とあるのは、「第一百一条第一項第一号、第四号から第九号まで及び第十号（同項第一号及び第四号から第九号に係る部分に限る。）」とし、第三十六条第一項第一号の規定の適用については、同号中「法第一百一十一条第一項第一号から第九号まで」とあるのは、「法第一百一十一条第一項第一号及び第四号から第九号まで」とする。

2 法附則第六条の別に法律で定める日の前日までの間は、第二条第二項第一号及び第二号の規定の適用については、これらの規定中「第五十四条第一項各号」とあるのは、「第五十四条第一項第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）」とし、第八条第一項第一号の規定の適用については、同号中「法第五十四条第一号から第四号まで」とあるのは、「法第五十四条第一項第四号」とする。

別記様式を削る。

附則の次に次の十二様式を加える。

様式第1（第2条関係）

化石燃料採取者等の届出書（開始・変更・廃止）

令和 年 月 日 経済産業大臣殿	届 出 者	(住 所)(〒) (電話番号)	
		(氏名又は名称及び代表者氏名)(フリガナ)	
下記のとおり法第16条又は第17条の規定により届け出ます。			
採取の 開始等の 年月日・期間	(開始年月日) 令和 年 月 日	(廃止年月日) 令和 年 月 日	
引取りの 開始等の 年月日・期間	(開始年月日) 令和 年 月 日	(廃止年月日) 令和 年 月 日	
廃止の理由			
採取場	(所在地)(〒)	(名 称)(フリガナ) (電話番号)	
採取委託者 に係る事項	(住 所)(〒) (電話番号)		
	(氏名又は名称及び代表者氏名)(フリガナ)		
承継元又は 譲渡元に係 る事項	(住 所)(〒)		
	(氏名又は名称及び代表者氏名)(フリガナ)		

- 備考 1 採取委託者に係る事項については、採取受託者である場合、記入すること。
 2 承継元又は譲渡元に係る事項については、事業譲渡や合併等により事業を承継された又は譲渡された場合、記入すること。
 3 用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

※受理年月日	
※処理年月日	

届 出

殿

年 月 日

住所
法人名
法人名（英語表記）
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名
（個人である場合にあっては、氏名）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第33条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

事業者単位の報告

事業者一第1表 事業者の名称等

事業者の名称 (個人である場合にあっては、氏名)					
本店又は主たる事務所の所在地 (個人である場合にあっては、住所)		〒			
主たる事業／細分類番号					
主たる事業を所管する大臣					
従たる事業／細分類番号					
従たる事業を所管する大臣					
連絡担当者 (問合せ先)	部署				
	役職				
	(ふりがな) 氏名				
	勤務地	〒			
	電話番号				
	メールアドレス				
連絡担当者 (問合せ先)	部署				
	役職				
	(ふりがな) 氏名				
	勤務地	〒			
	電話番号				
	メールアドレス				

備考 連絡担当者は、主担当者と副担当者をそれぞれ記載すること。

事業者一第2表

届出年度： 年度

1 事業者ごとの年度平均排出量

番号	事業者名	年度平均排出量		前年度の排出量	二年度前の排出量	三年度前の排出量
				(年度)	(年度)	(年度)
1			tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂
2			tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂
3			tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂
合計			tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂

備考 1 法第33条第4項の規定による共同の届出を行おうとする場合、密接関係者を含め事業者ごとの情報を記載すること。
 2 密接事業者が4以上の場合は、欄を追加して記載すること。

2 推計値を用いて算定した年度平均排出量

番号	対象活動	当該算定方法により算定した二酸化炭素の排出量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1		tCO ₂	
2		tCO ₂	
3		tCO ₂	

事業者一第3表

1 合計量（排出目標量及び勘案事項に係る追加割当量の合計量）

合計量	tCO ₂
-----	------------------

備考 後記2の排出目標量及び後記5の追加割当量を合計した量を記載すること。

2 排出目標量

排出目標量	tCO ₂
-------	------------------

備考 後記3の割当方法ごとの各目標量及び後記4の早期削減に基づき算定した量を合計した量を記載すること。

3 割当方法ごとの排出目標量

特定事業活動に伴う二酸化炭素の目標量	tCO ₂
特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の目標量	tCO ₂

備考 特定事業活動とはいわゆるベンチマーク対象事業活動をいい、特定事業活動以外の事業活動とはいわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

4 早期排出削減量に関する情報

追加割当ての基準となる排出量合計	削減率	経過年数	活動量勘案係数	早期削減に基づき算定した量
tCO ₂				tCO ₂

備考 早期排出削減量とは、過去の二酸化炭素の排出の削減量を勘案して算定する二酸化炭素の量であって排出目標量の設定の基礎となるものをいう。

5 勘案事項に係る追加割当量

追加割当量	tCO ₂
-------	------------------

備考 法第32条第2項第5号の勘案事項に係る追加割当量を記載すること。

6 訂正の報告による割当量の調整量

排出目標量の訂正による割当量の調整量	tCO ₂
排出実績量の訂正による割当量の調整量	tCO ₂

事業者－第4表

1 排出目標量（後記3の早期削減に基づき算定した量を除く。）の合計量

合計量	tCO ₂
-----	------------------

備考 後記2の割当方法ごとの各排出目標量を合計した量を記載すること。

2 割当方法ごとの排出目標量

特定事業活動に伴う二酸化炭素の目標量	tCO ₂
特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の目標量	tCO ₂

備考 特定事業活動とはいわゆるベンチマーク対象事業活動をいい、特定事業活動以外の事業活動とはいわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

3 早期排出削減量に関する情報

追加割当ての基準となる排出量合計	削減率	経過年数	活動量勘案係数	早期削減に基づき算定した量
tCO ₂				tCO ₂

4 排出目標量の設定に関し、法第33条第2項の規定による確認を受ける登録確認機関

登録確認機関の名称	
登録確認機関の代表者の氏名	

5 排出目標量の設定に関する補足事項

1 勘案事項に係る追加割当量

追加割当量	tCO ₂
-------	------------------

2 事業分野ごとの国際競争力の維持又は向上に関する事項（カーボンリーケージ）

追加割当量	tCO ₂
主たる事業分野及び事業活動／中分類番号	
前年度の排出実績量と排出目標量の差	tCO ₂
内訳 前年度の排出実績量	tCO ₂
前年度の排出目標量	tCO ₂
前年度の営業利益	円
前年度の排出枠平均市場価格	円/tCO ₂

備考 1 前年度とは、届出年度の前年度をいう。
 2 前年度の排出実績量と排出目標量の差は、排出実績量から排出目標量を控除した値を記載する。

3 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する研究及び技術開発に関する事項（研究開発）

追加割当量	tCO ₂
前年度の排出実績量と排出目標量の差	tCO ₂
内訳 前年度の排出実績量	tCO ₂
前年度の排出目標量	tCO ₂
前年度の投資額	円
内訳	円
	円
業種ごとの平均的な投資額	円
前年度の売上高	円
業種区分	
売上高あたりのG X関連研究開発費の基準	
前年度の排出枠平均市場価格	円/tCO ₂

備考 1 前年度とは、届出年度の前年度をいう。
 2 前年度の排出実績量と排出目標量の差は、排出実績量から排出目標量を控除した値を記載すること。
 3 前年度の投資額の内訳には、投資の内訳として対象となる研究及び技術開発ごとに、出願番号・G X技術区分又はG I基金のプロジェクト名を記載すること。また、同対象が3つ以上ある場合は、行を追加して記載すること。
 4 業種ごとの平均的な投資額は、前年度の売上高に、業種区分に応じた売上高あたりのG X関連研究開発費の基準に前年度の売上高を乗じて算出すること。

事業者－第6表 密接関係者の情報

1 密接関係者の名称等

事業者の名称					
本店又は主たる事務所の所在地		〒			
主たる事業／細分類番号					
主たる事業を所管する大臣					
従たる事業／細分類番号					
従たる事業を所管する大臣					
連絡担当者 (問合せ先)	部署				
	役職				
	(ふりがな) 氏名				
	勤務地	〒			
	電話番号				
	メールアドレス				
連絡担当者 (問合せ先)	部署				
	役職				
	(ふりがな) 氏名				
	勤務地	〒			
	電話番号				
	メールアドレス				
規則第14条各号のいずれに該当するか の別		1号（親子会社）		2号（関連会社）	
法第33条第4項の一体的に脱炭素成長型経済構造への 円滑な移行に資する投資の内容					

備考 1 密接関係者が複数の場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。
2 連絡担当者は、主担当者と副担当者をそれぞれ記載すること。

事業者－第7表 特定工場等の情報

1 特定工場等の一覧

番号	事業者の名称	省エネ法のエネルギー管理指定工場等番号	省エネ法の指定区分	工場等の名称	工場等の所在地	主たる事業	細分類番号				
1			第 種		〒						
2			第 種		〒						
3			第 種		〒						
4			第 種		〒						
5			第 種		〒						
6			第 種		〒						
7			第 種		〒						

- 備考 1 密接関係者が有する特定工場等を含めて全て記載すること。
 2 特定工場等とは、工場又は事業場であつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第10条第2項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等又は同法第13条第2項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等をいう。
 3 特定工場等が8以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

特定工場等単位の報告

工場等－第1表

1 特定工場等の名称等

省エネ法のエネルギー管理指定工場等番号				
省エネ法の指定年度／指定区分	年度	第	種	
工場等の名称				
所在地	〒			
主たる事業／細分類番号				
主たる事業を所管する大臣				
新設・廃止の該当有無／新設・廃止の年月日	新設	・	廃止	年 月 日
譲渡・分割による承継の有無／効力発生年月日	分割	・	譲渡	年 月 日
合併による承継の有無／効力発生年月日	有	・	無	年 月 日

備考 1 新設に該当する場合は、新設に○をつけること。新設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ①新たに敷地等を取得して工場等を設置する場合（他社から工場等を取得する場合を含む）
- ②既存の工場等において、原油換算したエネルギー使用量が年間1500kLを初めて超える場合
- ③既存の工場等において、新たにベンチマーク対象となる事業を開始した場合

2 廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ①工場等における自社の生産活動を停止し、他者への売却等を行う場合
- ②既存の工場等において、原油換算したエネルギー使用量が年間1500kLを下回る場合
- ③既存の工場等において、ベンチマーク対象となる事業活動を行わなくなった場合

2-1 排出目標量

特定事業活動に伴う二酸化炭素の目標量		tCO ₂	
特定事業活動以外 の事業活動に伴う 二酸化炭素の目標量	内訳	合計	tCO ₂
		エネルギー起源	tCO ₂
		原材料起源	tCO ₂
		副生燃料起源	tCO ₂

備考 特定事業活動とはいわゆるベンチマーク対象事業活動をいい、特定事業活動以外はの事業活動とはいわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

2-2 早期排出削減量の追加割当ての基準となる二酸化炭素の量

早期排出削減量の追加割当ての基準となる二酸化炭素の量	tCO ₂
----------------------------	------------------

工場等—第2表 特定事業活動に伴う二酸化炭素の目標量に係る情報

1 基本情報

番号	区分	該当する特定事業活動	届出年度の前年度の新設・廃止の有無	新設・廃止年月日
1			新設 ・ 廃止	年 月 日
2			新設 ・ 廃止	年 月 日
3			新設 ・ 廃止	年 月 日

備考 1 本表は、特定事業活動（ベンチマーク対象事業）の区分ごとに記載すること。特定事業活動が4以上の場合は表を追加すること。

- 2 新設に該当する場合は、新設に○をつけること。新設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 ①新たに敷地等を取得して工場等を設置する場合（他社から工場等を取得する場合を含む）
 ②既存の工場等において、原油換算したエネルギー使用量が年間1500kLを初めて超える場合
 ③既存の工場等において、新たにベンチマーク対象となる事業を開始した場合
- 3 廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 ①工場等における自社の生産活動を停止し、他者への売却等を行う場合
 ②既存の工場等において、原油換算したエネルギー使用量が年間1500kLを下回る場合
 ③既存の工場等において、ベンチマーク対象となる事業活動を行わなくなった場合

2 目標量及びその根拠となる情報

番号	区分	事業活動	基準活動量に係る年度			割当年度の 二年度前の年度	割当年度の 前年度	割当年度	
			(年度)	(年度)	(年度)				(年度)
目標量 (副生燃料の供給・消費に伴う調整を除く。)								tCO ₂	
前 年 度 に 係 る 目 標 量 の 設 定	基準とした年度						～ 年度		
	基準活動量								
	基準とした年度のエネルギー消費原単位 (原単位の分母となる指標)						()		
前 年 度 ま だ の 排 出 実 績 に 係 る 情 報	活動量								
	エネルギー消費原単位 (原単位の分母となる指標)		()	()	()	()	()		
	法令に基づく 定期検査	該当有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		みなし活動量							
	災害	該当有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
みなし活動量									
割 当 年 度 の 目 標 量 の 設 定 に 係 る 情 報	基準とする年度						～ 年度		
	基準活動量								
	目指すべき原単位								
	直接排出比率								
	基準活動量×目指すべき原単位×直接排出比率							tCO ₂	
	活動量増減による調整量							tCO ₂	
	新設・廃止による調整量							tCO ₂	
その他調整量 (調整理由)							tCO ₂ ()		
副 生 燃 料 に 係 る 情 報	副生燃料の供給・消費実績		GJ	GJ	GJ	GJ	GJ		
	副生燃料排出係数								
	業種平均排出係数								
	副生燃料供給・消費に伴う調整のもとになる排出量		tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	

3 推計値を用いて設定した場合

番号	推計の対象	推計の対象の量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1			
2			
3			

備考 推計の対象が4以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

1-1 エネルギー起源排出量に係る情報

基本情報	新設・廃止の該当有無	新設・廃止年月日	基準排出量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度	
	新設・廃止	年 月 日	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	
			目標量 (副生燃料の消費に伴う調整除く)					tCO ₂	
前年度に係る目標量の設定情報			基準とした年度				～ 年度		
			基準排出量				tCO ₂		
			基準とした年度のエネルギー消費原単位 (原単位の分母となる指標)				()		
前年度までの排出実績に係る情報			燃料使用量	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
			排出量	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	
			エネルギー消費原単位 (原単位の分母となる指標)	()	()	()	()	()	
	法令に基づく定期検査		該当有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			みなし燃料使用量	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
		みなし排出量	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	
	災害		該当有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		みなし燃料使用量	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ		
	みなし排出量	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂		
割当年度の目標量の設定に係る情報			基準とする年度				～ 年度		
			基準排出量				tCO ₂		
			削減率						
			経過年数						
			基準排出量×(1-削減率×経過年数)				tCO ₂		
			活動量増減による調整量				tCO ₂		
			新設・廃止による調整量				tCO ₂		
		その他調整量 (調整理由)					()		

備考 1 新設に該当する場合は、新設に○をつけること。新設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 ①新たに敷地等を取得して工場等を設置する場合（他社から工場等を取得する場合を含む）
 ②既存の工場等において、エネルギー使用量が年間1500kLを初めて超える場合
 ③既存の工場等において、新たにグランドファザリング対象となる事業を開始した場合
 2 廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 ①工場等における自社の生産活動を停止し、他者への売却等を行う場合
 ②既存の工場等において、エネルギー使用量が年間1500kLを下回る場合
 ③既存の工場等において、グランドファザリング対象となる事業活動を行わなくなった場合

1-2 早期排出削減量に係る情報

遡及年度の排出量 (～ 年度平均)	直近年度の排出量 (～ 年度平均)	削減率	遡及年度から直近年度の経過年数	追加割当の基準となる排出量
tCO ₂	tCO ₂			tCO ₂

2 原材料起源排出量に係る情報

基本情報	新設・廃止の該当有無	新設・廃止年月日	基準排出量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度
	新設・廃止	年 月 日	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)
			目標量					tCO ₂
前年度に係る目標量の設定情報			基準とした年度				～ 年度	
			基準排出量				tCO ₂	
前年度までの排出実績に係る情報			排出量	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂
	法令に基づく定期検査		該当有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			みなし排出量	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂
	災害		該当有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			みなし排出量	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂
割当年度の目標量の設定に係る情報			基準とする年度				～ 年度	
			基準排出量				tCO ₂	
			削減率					
			経過年数					
			基準排出量×(1-削減率×経過年数)				tCO ₂	
			活動量増減による調整量				tCO ₂	
		新設・廃止による調整量				tCO ₂		

る情報	その他調整量 (調整理由)						tCO ₂ ()
-----	------------------	--	--	--	--	--	-------------------------

- 備考 1 新設に該当する場合は、新設に○をつけること。新設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 ①新たに敷地等を取得して工場等を設置する場合（他社から工場等を取得する場合を含む）
 ②既存の工場等において、エネルギー使用量が年間1500kLを初めて超える場合
 ③既存の工場等において、新たにグランドファザリング対象となる事業を開始した場合
- 2 廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 ①工場等における自社の生産活動を停止し、他者への売却等を行う場合
 ②既存の工場等において、エネルギー使用量が年間1500kLを下回る場合
 ③既存の工場等において、グランドファザリング対象となる事業活動を行わなくなった場合
 ④既存の工場等において、グランドファザリング対象となる事業活動を行わなくなった場合

3 副生燃料起源排出量に係る情報

基本情報	新設・廃止の該当有無	新設・廃止年月日			基準排出量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度
	新設・廃止	年	月	日	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)
		目標量								tCO ₂
に前年度に係る情報		基準とした年度							～年度	
		基準排出量							tCO ₂	
前年度に係る情報	副生燃料供給・消費に伴う調整のもとになる排出量合計		tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	
	法令に基づく定期検査	該当有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		みなし排出量	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	
	災害	該当有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
みなし排出量		tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂		
割当年度の目標量の設定に係る情報		基準とする年度							～年度	
		基準排出量							tCO ₂	
		削減率								
		経過年数								
		基準排出量×(1-削減率×経過年数)							tCO ₂	
		活動量増減による調整量							tCO ₂	
		新設・廃止による調整量							tCO ₂	
		その他調整量 (調整理由)							tCO ₂ ()	

4 推計値を用いて設定した場合

番号	推計の対象	推計の対象の量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1			
2			
3			

その他事業所単位の報告

小規模工場等-第1表

1 目標量

特定事業活動以外 の事業活動に伴う 二酸化炭素の目標量		合計	tCO ₂
	内訳	エネルギー起源	tCO ₂
		原材料起源	tCO ₂
		副生燃料起源	tCO ₂

小規模工場等—第2表 特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の目標量に係る情報

1 エネルギー起源排出量に係る情報

基本情報	新設・廃止の 該当有無	新設・廃止年月日	基準排出量に係る年度			割当年度の 二年度前の年度	割当年度の 前年度	割当年度	
	新設・廃止	年 月 日	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	
		目標量 (副生燃料の消費に伴う調整除く)						tCO ₂	
前年度 の目標量 の 設定 に係 る 情 報		基準とした年度					～ 年度		
		基準排出量					tCO ₂		
		基準とした年度のエネルギー消費原単位 (原単位の分母となる指標)					()		
前年度 までの 排出 実績 に係 る 情 報		燃料使用量	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ		
		排出量	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂		
		エネルギー消費原単位 (原単位の分母となる指標)	()	()	()	()	()		
	法令に基づく 定期検査	該当有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		みなし燃料使用量	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
	災害	該当有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		みなし燃料使用量	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
	みなし排出量	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂		
割当 年度 の目 標量 の設 定に 係る 情 報		基準とする年度					～ 年度		
		基準排出量					tCO ₂		
		削減率							
		経過年数							
		基準排出量×(1-削減率×経過年数)						tCO ₂	
		活動量増減による調整量						tCO ₂	
		新設・廃止による調整量						tCO ₂	
		その他調整量 (調整理由)						()	

備考 1 新設に該当する場合は、新設に○をつけること。新設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 ①新たに敷地等を取得して工場等を設置する場合（他社から工場等を取得する場合を含む）
 ②既存の工場等において、エネルギー使用量が年間1500kLを初めて超える場合
 ③既存の工場等において、新たにグランドファザリング対象となる事業を開始した場合
 2 廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 ①工場等における自社の生産活動を停止し、他者への売却等を行う場合
 ②既存の工場等において、エネルギー使用量が年間1500kLを下回る場合
 ③既存の工場等において、グランドファザリング対象となる事業活動を行わなくなった場合
 ④既存の工場等において、グランドファザリング対象となる事業活動を行わなくなった場合

2 原材料起源排出量に係る情報

基本情報	新設・廃止の 該当有無	新設・廃止年月日	基準排出量に係る年度			割当年度の 二年度前の年度	割当年度の 前年度	割当年度	
	新設・廃止	年 月 日	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	
		目標量						tCO ₂	
前年度 の目標量 の 設定 に係 る 情 報		基準とした年度					～ 年度		
		基準排出量					tCO ₂		
前年度 までの 排出 実績 に係 る 情 報		排出量	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂		
	法令に基づく 定期検査	該当有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		みなし排出量	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	
	災害	該当有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
みなし排出量		tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂		
割当 年度 の目 標量 の設 定に 係る 情 報		基準とする年度					～ 年度		
		基準排出量					tCO ₂		
		削減率							
		経過年数							
		基準排出量×(1-削減率×経過年数)						tCO ₂	
		活動量増減による調整量						tCO ₂	
		新設・廃止による調整量						tCO ₂	
		その他調整量 (調整理由)						()	

備考 1 新設に該当する場合は、新設に○をつけること。新設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ①新たに敷地等を取得して工場等を設置する場合（他社から工場等を取得する場合を含む）
- ②既存の工場等において、エネルギー使用量が年間1500kLを初めて超える場合
- ③既存の工場等において、新たにグランドファザリング対象となる事業を開始した場合
- 2 廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 - ①工場等における自社の生産活動を停止し、他者への売却等を行う場合
 - ②既存の工場等において、エネルギー使用量が年間1500kLを下回る場合
 - ③既存の工場等において、グランドファザリング対象となる事業活動を行わなくなった場合
 - ④既存の工場等において、グランドファザリング対象となる事業活動を行わなくなった場合

3 副生燃料起源排出量に係る情報

基本情報	新設・廃止の該当有無	新設・廃止年月日			基準排出量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度
	新設・廃止	年	月	日	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)
		目標量								tCO ₂
に前年度に係る情報		基準とした年度							～年度	
		基準排出量							tCO ₂	
前年度に係る情報	副生燃料供給・消費に伴う調整のもとになる排出量合計				tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	
	法令に基づく定期検査	該当有無			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		みなし排出量			tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	
	災害	該当有無			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
みなし排出量			tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂			
割当年度の目標量の設定に係る情報	基準とする年度								～年度	
	基準排出量									tCO ₂
	削減率									
	経過年数									
	基準排出量×(1-削減率×経過年数)									tCO ₂
	活動量増減による調整量									tCO ₂
	新設・廃止による調整量									tCO ₂
その他調整量 (調整理由)									tCO ₂ ()	

- 備考 1 新設に該当する場合は、新設に○をつけること。新設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
- ①新たに敷地等を取得して工場等を設置する場合（他社から工場等を取得する場合を含む）
 - ②既存の工場等において、エネルギー使用量が年間1500kLを初めて超える場合
 - ③既存の工場等において、新たにグランドファザリング対象となる事業を開始した場合
 - 2 廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 - ①工場等における自社の生産活動を停止し、他者への売却等を行う場合
 - ②既存の工場等において、エネルギー使用量が年間1500kLを下回る場合
 - ③既存の工場等において、グランドファザリング対象となる事業活動を行わなくなった場合
 - ④既存の工場等において、グランドファザリング対象となる事業活動を行わなくなった場合

4 推計値を用いて設定した場合

番号	推計の対象	推計の対象の量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1			
2			
3			

備考 推計の対象が4以上の場合、その数に応じて行を追加して記載すること。

輸送手段単位の報告

輸送－第1表

1 輸送手段の名称等

輸送手段の名称			年	月	日
新たな導入・廃止の該当有無／新設・廃止年月日	新たな導入	・ 廃止			
分割・譲渡による承継の有無／効力発生年月日	譲渡	・ 分割			
吸収合併による承継の有無／効力発生年月日	有	無			

備考 1 新たな導入とは、既存の輸送手段と異なる輸送手段を新たに導入する場合又は既存の輸送手段を追加する場合であって当該追加する既存の輸送手段において行われる事業活動が既存の事業活動と異なる特定事業活動である場合をいう。
 2 廃止とは、輸送手段の全てを廃止する場合又は、輸送手段の一部を廃止する場合であって、当該廃止する輸送手段において行われる特定事業活動が当該廃止により完全に行われなくなる場合をいう。

2-1 排出目標量

特定事業活動に伴う二酸化炭素の目標量	tCO ₂
特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の目標量	tCO ₂

備考 特定事業活動とはいわゆるベンチマーク対象事業活動をいい、特定事業活動以外の事業活動とはいわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

2-2 早期排出削減量の追加割当ての基準となる二酸化炭素の量

早期排出削減量の追加割当ての基準となる二酸化炭素の量	tCO ₂
----------------------------	------------------

輸送—第2表 特定事業活動に伴う二酸化炭素の目標量に係る情報

1 基本情報

番号	区分	該当する特定事業活動	届出年度の前年度の新たな導入・廃止の有無	新たな導入・廃止年月日
1			新たな導入 ・ 廃止	年 月 日
2			新たな導入 ・ 廃止	年 月 日
3			新たな導入 ・ 廃止	年 月 日

備考 1 本表は、特定事業活動（ベンチマーク対象事業）の区分ごとに記載すること。特定事業活動が4以上の場合は表を追加すること。
 2 新たな導入とは、既存の輸送手段と異なる輸送手段を新たに導入する場合又は既存の輸送手段を追加する場合であって当該追加する既存の輸送手段において行われる事業活動が既存の事業活動と異なる特定事業活動である場合をいう。
 3 廃止とは、輸送手段の全てを廃止する場合又は、輸送手段の一部を廃止する場合であって、当該廃止する輸送手段において行われる特定事業活動が当該廃止により完全に行われなくなる場合をいう。

2 目標量及びその根拠となる情報

番号	区分	事業活動	基準活動量に係る年度			割当年度の 二年度前の年度	割当年度の 前年度	割当年度
			(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)
		目標量	/	/	/	/	/	tCO ₂
前 年 に 係 る 情 報 の 設 定 日		基準とした年度	/	/	/	/	～ 年度	/
		基準活動量	/	/	/	/	/	/
前 年 度 ま で の 排 出 に 係 る 情 報		活動量	/	/	/	/	/	/
	災害	該当有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/
		みなし活動量	/	/	/	/	/	/
		みなし排出量	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	/
割 当 年 度 の 目 標 量 の 設 定 に 係 る 情 報		基準とする年度	/	/	/	/	/	～ 年度
		基準活動量	/	/	/	/	/	/
		目指すべき原単位	/	/	/	/	/	/
		直接排出比率	/	/	/	/	/	/
		基準活動量×目指すべき原単位×直接排出比率	/	/	/	/	/	tCO ₂
		活動量増減による調整量	/	/	/	/	/	tCO ₂
		新設・廃止による調整量	/	/	/	/	/	tCO ₂
	その他調整量 (調整理由)	/	/	/	/	/	tCO ₂ ()	

3 推計値を用いて設定した場合

番号	推計の対象	推計の対象の量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1			
2			
3			

備考 推計の対象が4以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

輸送-第3表 特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の目標量に係る情報

1 エネルギー起源排出量に係る情報

基本情報	新たな導入・廃止の該当有無	新設・廃止年月日			基準排出量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度
	新たな導入・廃止	年	月	日	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)
		目標量								tCO ₂
前年度に係る目標量の情報		基準とした年度							～年度	
		基準排出量							tCO ₂	
		基準とした年度のエネルギー消費原単位 (原単位の分母となる指標)							()	
前年度までの排出実績に係る情報		燃料使用量			GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
		排出量			tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	
		エネルギー消費原単位 (原単位の分母となる指標)			()	()	()	()	()	
		該当有無			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	災害	みなし燃料使用量			GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
	みなし排出量			tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂		
割当年度の目標量の設定に係る情報		基準とする年度								～年度
		基準排出量								tCO ₂
		削減率								
		経過年数								
		基準排出量×(1-削減率×経過年数)								tCO ₂
		活動量増減による調整量								tCO ₂
		新設・廃止による調整量								tCO ₂
	その他調整量 (調整理由)								()	

備考 1 新たな導入とは、既存の輸送手段と異なる輸送手段を新たに導入する場合又は既存の輸送手段を追加する場合であって当該追加する既存の輸送手段において行われる事業活動が既存の事業活動と異なる特定事業活動である場合をいう。
2 廃止とは、輸送手段の全てを廃止する場合又は、輸送手段の一部を廃止する場合であって、当該廃止する輸送手段において行われる特定事業活動が当該廃止により完全に行われなくなる場合をいう。

2 早期排出削減量に係る情報

週及年度の排出量 (～年度平均)	直近年度の排出量 (～年度平均)	削減率	週及年度から直近年度の経過年数	追加割当の基準となる排出量
tCO ₂	tCO ₂			tCO ₂

3 推計値を用いて設定した場合

番号	推計の対象	推計の対象の量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1			
2			
3			

備考 推計の対象が4以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

事業者（訂正）－第1表 訂正の対象等

規則第19条に基づく訂正の対象	対象年度		
	排出目標量か排出実績量かの別	排出目標量	排出実績量
規則第19条に基づく訂正の理由			
訂正に関する補足事項			

1 排出目標量（後記3の早期削減に基づき算定した量を除く。）の合計量

合計量	tCO ₂
-----	------------------

備考 後記2の割当方法ごとの各排出目標量を合計した量を記載すること。

2 割当方法ごとの排出目標量

特定事業活動に伴う二酸化炭素の目標量	tCO ₂
特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の目標量	tCO ₂

備考 特定事業活動とはいわゆるベンチマーク対象事業活動をいい、特定事業活動以外の事業活動とはいわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

3 早期排出削減量に関する情報

追加割当ての基準となる排出量合計	削減率	経過年数	活動量勘案係数	早期削減に基づき算定した量
tCO ₂				tCO ₂

4 規則第19条第2項の規定による確認を受けた登録確認機関

登録確認機関の名称	
登録確認機関の代表者の氏名	

備考 排出目標量に関し、重大な事実に変更があったと認められる場合には、規則第19条第2項の規定による確認を受けた登録確認機関について、名称及び代表者の氏名を記入すること。

1 脱炭素成長型投資事業者の排出実績量

排出実績量	tCO ₂
-------	------------------

備考 国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量を加味した訂正後の二酸化炭素の排出量を記載すること。

2-1 脱炭素成長型投資事業者の二酸化炭素の排出量

二酸化炭素の排出量	tCO ₂
-----------	------------------

2-2 脱炭素成長型投資事業者の事業活動ごとの二酸化炭素の排出量

2-2-1 特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量	1	区分		tCO ₂
		事業活動		
		事業所管大臣		
	2	区分		tCO ₂
		事業活動		
		事業所管大臣		
3	区分		tCO ₂	
	事業活動			
	事業所管大臣			

備考 特定事業活動とは、いわゆるベンチマーク対象事業活動をいう。

2-2-2 特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量	合計	tCO ₂
	エネルギー起源二酸化炭素	tCO ₂
	原材料起源二酸化炭素	tCO ₂
	副生燃料起源二酸化炭素	tCO ₂

備考 特定事業活動以外の事業活動とは、いわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

3 国内認証排出削減量に係る情報

番号	クレジット特定番号	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
1	～		tCO ₂
2	～		tCO ₂
3	～		tCO ₂
合計			tCO ₂

- 備考
- 1 訂正に係る国内認証排出削減量について、無効化日又は移転日ごとに記載すること。4以上になる場合には行を追加すること。
 - 2 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
 - 3 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
 - 4 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 - 5 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、脱炭素成長型投資事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

4 海外認証排出削減量に係る情報

番号	識別番号	無効化日	無効化量
1			tCO ₂
2			tCO ₂
3			tCO ₂
合計			tCO ₂

- 備考
- 1 訂正に係る海外認証排出削減量について、無効化日ごとに記載すること。4以上になる場合には行を追加すること。
 - 2 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
 - 3 無効化量は正の値で記載すること。
 - 4 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、脱炭素成長型投資事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

5 規則第19条第2項の規定による確認を受けた登録確認機関

登録確認機関の名称	
登録確認機関の代表者の氏名	

備考 排出実績量に関し、重大な事実に変更があったと認められる場合には、規則第19条第2項の規定による確認を受けた登録確認機関について、名称及び代表者の氏名を記入すること。

事業者（訂正）－第4表 排出実績量に係る訂正（二酸化炭素の排出量の増減に関する事情）

1 割当年度における合併に関する情報

1-1 事業者又は密接関係者が他の会社を吸収合併した場合

訂正の報告に係る吸収合併における消滅会社の名称等	名称	
	代表者の氏名	
	本店又は主たる事務所	〒
訂正の報告に係る吸収合併した事業者又は密接関係者の名称		
訂正の報告に係る吸収合併の効力が生じた日		
訂正の報告に係る吸収合併の効力が生じた日における消滅会社の主たる事業		
訂正の報告に係る吸収合併の効力が生じた日において消滅会社が脱炭素成長型投資事業者（法第44条の規定によりみなされている場合も含む。）である場合はその旨		
有		

備考 1 該当する吸収合併が複数ある場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。
2 本表に記載した全ての合併について、相手方及び効力発生日を確認できる資料を添付すること。

1-2 密接関係者が他の会社に吸収合併又は新設合併された場合

訂正の報告に係る合併における存続会社又は新設会社の名称等	名称	
	代表者の氏名	
	本店又は主たる事務所	〒
訂正の報告に係る合併により消滅した密接関係者の名称		
訂正の報告に係る合併の効力が生じた日		
訂正の報告に係る合併の効力が生じた日における消滅会社たる当該密接関係者の主たる事業		
備考 1 該当する合併が複数ある場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。 2 本表に記載した全ての合併について、相手方及び効力発生日を確認できる資料を添付すること。		

2 割当年度における事業の分割に関する情報

2-1 事業者又は密接関係者が他の会社の事業を吸収分割により承継した場合

訂正の報告に係る事業の分割の相手方たる分割会社の名称等	名称	
	代表者の氏名	
	本店又は主たる事務所	〒
訂正の報告に係る吸収分割により事業を承継した事業者又は密接関係者の名称		
訂正の報告に係る分割の効力が生じた日		
訂正の報告に係る吸収分割の効力が生じた日における分割会社の分割対象における主たる事業		
訂正の報告に係る吸収分割の対象に輸送手段を含む場合	その旨	有
	その内容	
備考 1 該当する吸収分割が複数ある場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。 2 本表に記載した全ての分割について、相手方及び効力発生日を確認できる資料を添付すること。		

2-2 事業者又は密接関係者が他の会社に対しその事業を吸収分割又は新設分割により承継させた場合

訂正の報告に係る事業の分割の相手方たる分割承継会社又は新設会社の名称等	名称	
	代表者の氏名	
	本店又は主たる事務所	〒
訂正の報告に係る吸収分割により事業を承継させた分割会社たる事業者又は密接関係者の名称		
訂正の報告に係る吸収分割の効力が生じた日		
訂正の報告に係る吸収分割の効力が生じた日における分割会社の分割対象における主たる事業		
訂正の報告に係る吸収分割の対象に輸送手段を含む場合	その旨	有
	その内容	
備考 1 該当する吸収分割が複数ある場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。 2 本表に記載した全ての分割について、相手方及び効力発生日を確認できる資料を添付すること。		

3 割当年度における事業譲渡又は特定工場等の譲渡に関する情報

3-1 事業者又は密接関係者が譲り受けた場合

訂正の報告に係る譲渡の相手方たる譲渡人の名称等	名称 (個人の場合は、氏名)	
	代表者の氏名 (個人の場合は、記載不要)	
	本店又は主たる事務所 (個人の場合は、住所)	〒
訂正の報告に係る事業譲渡又は特定工場等の譲渡を受けた事業者又は密接関係者の名称		
訂正の報告に係る事業譲渡又は特定工場等の譲渡の効力が生じた日		
訂正の報告に係る事業譲渡又は特定工場等の譲渡の効力が生じた日における譲渡人の譲渡対象における主たる事業		
訂正の報告に係る譲渡の対象に輸送手段を含む場合	その旨	有
	その内容	
備考 1 該当する譲渡が複数ある場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。 2 本表に記載した全ての譲渡について、相手方及び効力発生日を確認できる資料を添付すること。		

- 備考 1 特定工場等とは、工場又は事業場であって、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第10条第2項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等又は同法第13条第2項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等をいう。
- 2 該当する譲渡が複数ある場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。
- 3 輸送手段とは、貨物又は旅客を輸送するための鉄道、自動車、船舶、航空機その他輸送手段をいう。
- 4 本表に記載した全ての譲渡について、相手方及び効力発生日を確認できる資料を添付すること。

3-2 事業者又は密接関係者が他の事業者に対し事業譲渡又は特定工場等の譲渡をした場合

訂正の報告に係る譲渡の相手方たる譲受人の名称等	名称 (個人の場合は、氏名)				
	代表者の氏名 (個人の場合は、記載不要)				
	本店又は主たる事務所 (個人の場合は、住所)	〒			
訂正の報告に係る事業譲渡又は特定工場等の譲渡をした譲渡人たる事業者又は密接関係者の名称					
訂正の報告に係る事業譲渡又は特定工場等の譲渡の効力が生じた日					
訂正の報告に係る事業譲渡又は特定工場等の譲渡の効力が生じた日における譲渡人の譲渡対象における主たる事業					
訂正の報告に係る譲渡の対象に輸送手段を含む場合	その旨	有			
	その内容				

- 備考 1 特定工場等とは、工場又は事業場であって、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第10条第2項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等又は同法第13条第2項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等をいう。
- 2 該当する譲渡が複数ある場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。
- 3 輸送手段とは、貨物又は旅客を輸送するための鉄道、自動車、船舶、航空機その他輸送手段をいう。
- 4 本表に記載した全ての譲渡について、相手方及び効力発生日を確認できる資料を添付すること。

事業者（訂正）－第5表 密接関係者の情報に係る訂正

1 密接関係者の名称等

事業者の名称					
本店又は主たる事務所の所在地		〒			
主たる事業／細分類番号					
主たる事業を所管する大臣					
従たる事業／細分類番号					
従たる事業を所管する大臣					
担当者 (問合せ先)	部署				
	役職				
	(ふりがな) 氏名				
	勤務地	〒			
	電話番号				
	メールアドレス				
担当者 (問合せ先)	部署				
	役職				
	(ふりがな) 氏名				
	勤務地	〒			
	電話番号				
	メールアドレス				
規則第14条各号のいずれに該当するか の別		1号（親子会社）		2号（関連会社）	
法第33条第4項の一体的に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資の内容					

備考 1 密接関係者が複数の場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。
2 連絡担当者は、主担当者と副担当者をそれぞれ記載すること。

事業者（訂正）－第6表 特定工場等の情報に係る訂正

1 特定工場等の一覧

番号	事業者の名称	省エネ法のエネルギー管理指定工場等番号	省エネ法の指定区分	工場等の名称	工場等の所在地	主たる事業	細分類番号				
1			第 種		〒						
2			第 種		〒						
3			第 種		〒						
4			第 種		〒						
5			第 種		〒						
6			第 種		〒						
7			第 種		〒						

- 備考 1 訂正に係る特定工場等について、密接関係者が有するものを含めて全て記載すること。
 2 特定工場等とは、工場又は事業場であつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第10条第2項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等又は同法第13条第2項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等をいう。
 3 主たる事業活動が特定事業活動の場合は、主務省令第2条第2項の分類に基づき記載すること。
 4 訂正の対象となる特定工場等が8以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

特定工場等単位の報告

排出目標量の訂正に係る工場等－第1表

1 特定工場等の名称等

省エネ法のエネルギー管理指定工場等番号			
省エネ法の指定年度／指定区分	年度	第	種
工場等の名称			
所在地	〒		
主たる事業／細分類番号			
主たる事業を所管する大臣			
新設・廃止の該当有無／新設・廃止の年月日	新設	・	廃止
			年 月 日
譲渡・分割による承継の有無／効力発生年月日	分割	・	譲渡
			年 月 日
合併による承継の有無／効力発生年月日	有	・	無
			年 月 日

備考 1 新設に該当する場合は、新設に○をつけること。新設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 ①新たに敷地等を取得して工場等を設置する場合（他社から工場等を取得する場合を含む）
 ②既存の工場等において、原油換算したエネルギー使用量が年間1500kLを初めて超える場合
 ③既存の工場等において、新たにベンチマーク対象となる事業を開始した場合
 2 廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 ①工場等における自社の生産活動を停止し、他者への売却等を行う場合
 ②既存の工場等において、原油換算したエネルギー使用量が年間1500kLを下回る場合
 ③既存の工場等において、ベンチマーク対象となる事業活動を行わなくなった場合

2-1 排出目標量

特定事業活動に伴う二酸化炭素の目標量		tCO ₂
特定事業活動以外 の事業活動に伴う 二酸化炭素の目標量	合計	tCO ₂
	エネルギー起源	tCO ₂
	原材料起源	tCO ₂
	副生燃料起源	tCO ₂

備考 特定事業活動とはいわゆるベンチマーク対象事業活動をいい、特定事業活動以外の事業活動とはいわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

2-2 早期排出削減量の追加割当ての基準となる二酸化炭素の量

早期排出削減量の追加割当ての基準となる二酸化炭素の量	tCO ₂
----------------------------	------------------

排出目標量の訂正に係る工場等—第2表 特定事業活動に伴う二酸化炭素の目標量に係る情報

1 基本情報

番号	区分	該当する特定事業活動	届出年度の前年度の新設・廃止の有無	新設・廃止年月日
1			新設 ・ 廃止	年 月 日
2			新設 ・ 廃止	年 月 日
3			新設 ・ 廃止	年 月 日

- 備考 1 本表は、特定事業活動（ベンチマーク対象事業）の区分ごとに記載すること。特定事業活動が4以上の場合は表を追加すること。
 2 新設に該当する場合は、新設に○をつけること。新設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 ①新たに敷地等を取得して工場等を設置する場合（他社から工場等を取得する場合を含む）
 ②既存の工場等において、原油換算したエネルギー使用量が年間1500kLを初めて超える場合
 ③既存の工場等において、新たにベンチマーク対象となる事業を開始した場合
 3 廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 ①工場等における自社の生産活動を停止し、他者への売却等を行う場合
 ②既存の工場等において、原油換算したエネルギー使用量が年間1500kLを下回る場合
 ③既存の工場等において、ベンチマーク対象となる事業活動を行わなくなった場合

2 目標量及びその根拠となる情報

番号	区分	事業活動	基準活動量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度
			(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)
目標量 (副生燃料の供給・消費に伴う調整を除く。)								tCO ₂
前年度に 設定に係る 目標量の 情報		基準とした年度					～ 年度	
		基準活動量						
		基準とした年度のエネルギー消費原単位 (原単位の分母となる指標)					()	
前年度 までの 排出 実績に 係る 情報		活動量						
		エネルギー消費原単位 (原単位の分母となる指標)	()	()	()	()	()	
		法令に基づく 定期検査				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		みなし活動量						
		災害				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
割当 年度の 目標 量の 設定 に係る 情報		基準とする年度					～ 年度	
		基準活動量						
		目指すべき原単位						
		直接排出比率						
		基準活動量×目指すべき原単位×直接排出比率						tCO ₂
		活動量増減による調整量						tCO ₂
		新設・廃止による調整量						tCO ₂
		その他調整量 (調整理由)						tCO ₂ ()
副生 燃料 に係る 情報		副生燃料の供給・消費実績	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
		副生燃料排出係数						
		業種平均排出係数						
		副生燃料供給・消費に伴う調整のもとになる排出 量	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	

3 推計値を用いて設定した場合

番号	推計の対象	推計の対象の量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1			
2			
3			

排出目標量の訂正に係る工場等—第3表 特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の目標量に係る情報

1 エネルギー起源排出量に係る情報

基本情報	新設・廃止の該当有無	新設・廃止年月日	基準排出量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度	
	新設・廃止	年 月 日	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	
			目標量 (副生燃料の消費に伴う調整除く)					tCO ₂	
前年度に係る目標量の設定情報			基準とした年度				～ 年度		
			基準排出量				tCO ₂		
			基準とした年度のエネルギー消費原単位 (原単位の分母となる指標)				()		
前年度までの排出実績に係る情報			燃料使用量	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
			排出量	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	
			エネルギー消費原単位 (原単位の分母となる指標)	()	()	()	()	()	
	法令に基づく定期検査	該当有無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		みなし燃料使用量	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
	災害	該当有無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		みなし燃料使用量	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
			みなし排出量	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	
割当年度の目標量の設定に係る情報			基準とする年度				～ 年度		
			基準排出量				tCO ₂		
			削減率						
			経過年数						
			基準排出量×(1-削減率×経過年数)				tCO ₂		
			活動量増減による調整量				tCO ₂		
			新設・廃止による調整量				tCO ₂		
			その他調整量 (調整理由)				tCO ₂	()	

備考 1 新設に該当する場合は、新設に○をつけること。新設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 ①新たに敷地等を取得して工場等を設置する場合（他社から工場を取得する場合を含む）
 ②既存の工場において、エネルギー使用量が年間1500kLを初めて超える場合
 ③既存の工場において、新たにグランドファザリング対象となる事業を開始した場合
 2 廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 ①工場等における自社の生産活動を停止し、他者への売却等を行う場合
 ②既存の工場において、エネルギー使用量が年間1500kLを下回る場合
 ③既存の工場において、グランドファザリング対象となる事業活動を行わなくなった場合

1-2 早期排出削減量に係る情報

遡及年度の排出量 (～ 年度平均)	直近年度の排出量 (～ 年度平均)	削減率	遡及年度から直近年度の経過年数	追加割当の基準となる排出量
tCO ₂	tCO ₂			tCO ₂

2 原材料起源排出量に係る情報

基本情報	新設・廃止の該当有無	新設・廃止年月日	基準排出量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度
	新設・廃止	年 月 日	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)
			目標量					tCO ₂
前年度に係る目標量の設定情報			基準とした年度				～ 年度	
			基準排出量				tCO ₂	
前年度までの排出実績に係る情報			排出量	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂
	法令に基づく定期検査	該当有無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		みなし排出量	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂
	災害	該当有無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		みなし排出量	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂
割当年度の目標量の設定に係る情報			基準とする年度				～ 年度	
			基準排出量				tCO ₂	
			削減率					
			経過年数					
			基準排出量×(1-削減率×経過年数)				tCO ₂	
			活動量増減による調整量				tCO ₂	
		新設・廃止による調整量				tCO ₂		

る 情 報	その他調整量 (調整理由)							tCO ₂ ()

- 備考 1 新設に該当する場合は、新設に○をつけること。新設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 ①新たに敷地等を取得して工場等を設置する場合（他社から工場を取得する場合を含む）
 ②既存の工場において、エネルギー使用量が年間1500kLを初めて超える場合
 ③既存の工場において、新たにグランドファザリング対象となる事業を開始した場合
 2 廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 ①工場等における自社の生産活動を停止し、他者への売却等を行う場合
 ②既存の工場において、エネルギー使用量が年間1500kLを下回る場合
 ③既存の工場において、グランドファザリング対象となる事業活動を行わなくなった場合
 ④既存の工場において、グランドファザリング対象となる事業活動を行わなくなった場合

3 副生燃料起源排出量に係る情報

基本 情報	新設・廃止の 該当有無	新設・廃止年月日			基準排出量に係る年度			割当年度の 二年度前の年度	割当年度の 前年度	割当年度
	新設・廃止	年	月	日	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)
		目標量								tCO ₂
に 前 年 度 の 情 報 を 基 準 と す る 情 報 の 報 定 目		基準とした年度							～年度	
		基準排出量								tCO ₂
前 年 度 に 係 る 情 報 の 実 績	副生燃料供給・消費に伴う調整のもとになる排出 量合計				tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	
	法令に基づく 定期検査	該当有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		みなし排出量	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	
	災害	該当有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
みなし排出量		tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂		
割 当 年 度 の 目 標 量 の 設 定 に 係 る 情 報		基準とする年度								～年度
		基準排出量								tCO ₂
		削減率								
		経過年数								
		基準排出量×(1-削減率×経過年数)								tCO ₂
		活動量増減による調整量								tCO ₂
		新設・廃止による調整量								tCO ₂
		その他調整量 (調整理由)								tCO ₂ ()

- 備考 1 新設に該当する場合は、新設に○をつけること。新設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 ①新たに敷地等を取得して工場等を設置する場合（他社から工場を取得する場合を含む）
 ②既存の工場において、エネルギー使用量が年間1500kLを初めて超える場合
 ③既存の工場において、新たにグランドファザリング対象となる事業を開始した場合
 2 廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 ①工場等における自社の生産活動を停止し、他者への売却等を行う場合
 ②既存の工場において、エネルギー使用量が年間1500kLを下回る場合
 ③既存の工場において、グランドファザリング対象となる事業活動を行わなくなった場合
 ④既存の工場において、グランドファザリング対象となる事業活動を行わなくなった場合

4 推計値を用いて設定した場合

番号	推計の対象	推計の対象の量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1			
2			
3			

備考 推計の対象が4以上の場合、その数に応じて行を追加して記載すること。

その他事業所単位の報告

排出目標量の訂正に係る小規模工場等－第1表

1 目標量

特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の目標量	内訳	合計	tCO ₂
		エネルギー起源	tCO ₂
		原材料起源	tCO ₂
		副生燃料起源	tCO ₂

排出目標量の訂正に係る小規模工場等—第2表 特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の目標量に係る情報

1 エネルギー起源排出量に係る情報

基本情報	新設・廃止の該当有無		新設・廃止年月日			基準排出量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度	
	新設	廃止	年	月	日	()	()	()	()	()	()	
						年度	年度	年度	年度	年度	年度	
目標量 (副生燃料の消費に伴う調整除く)											tCO ₂	
前年度に係る目標量の設定情報	基準とした年度									～年度		
	基準排出量									tCO ₂		
	基準とした年度のエネルギー消費原単位 (原単位の分母となる指標)									()		
前年度までの排出実績に係る情報	燃料使用量			GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ			
	排出量			tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂			
	エネルギー消費原単位 (原単位の分母となる指標)			()	()	()	()	()	()			
	法令に基づく定期検査	該当有無			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		みなし燃料使用量			GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ		
	みなし排出量			tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂		
	災害	該当有無			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
みなし燃料使用量			GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ				
みなし排出量			tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂			
割当年度の目標量の設定に係る情報	基準とする年度										～年度	
	基準排出量										tCO ₂	
	削減率											
	経過年数											
	基準排出量×(1-削減率×経過年数)										tCO ₂	
	活動量増減による調整量										tCO ₂	
	新設・廃止による調整量										tCO ₂	
	その他調整量 (調整理由)										tCO ₂ ()	

備考 1 新設に該当する場合は、新設に○をつけること。新設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 ①新たに敷地等を取得して工場等を設置する場合（他社から工場等を取得する場合を含む）
 ②既存の工場等において、エネルギー使用量が年間1500kLを初めて超える場合
 ③既存の工場等において、新たにグランドファザリング対象となる事業を開始した場合
 2 廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 ①工場等における自社の生産活動を停止し、他者への売却等を行う場合
 ②既存の工場等において、エネルギー使用量が年間1500kLを下回る場合
 ③既存の工場等において、グランドファザリング対象となる事業活動を行わなくなった場合
 ④既存の工場等において、グランドファザリング対象となる事業活動を行わなくなった場合

2 原材料起源排出量に係る情報

基本情報	新設・廃止の該当有無		新設・廃止年月日			基準排出量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度	
	新設	廃止	年	月	日	()	()	()	()	()	()	
						年度	年度	年度	年度	年度	年度	
目標量											tCO ₂	
前年度に係る目標量の設定情報	基準とした年度									～年度		
	基準排出量									tCO ₂		
前年度までの排出実績に係る情報	排出量			tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂			
	法令に基づく定期検査	該当有無			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		みなし排出量			tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂		
	災害	該当有無			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		みなし排出量			tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂		
割当年度の目標量の設定に係る情報	基準とする年度										～年度	
	基準排出量										tCO ₂	
	削減率											
	経過年数											
	基準排出量×(1-削減率×経過年数)										tCO ₂	
	活動量増減による調整量										tCO ₂	
	新設・廃止による調整量										tCO ₂	
	その他調整量 (調整理由)										tCO ₂ ()	

備考 1 新設に該当する場合は、新設に○をつけること。新設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ①新たに敷地等を取得して工場等を設置する場合（他社から工場等を取得する場合を含む）
 ②既存の工場等において、エネルギー使用量が年間1500kLを初めて超える場合
 ③既存の工場等において、新たにグランドファザリング対象となる事業を開始した場合
- 2 廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 ①工場等における自社の生産活動を停止し、他者への売却等を行う場合
 ②既存の工場等において、エネルギー使用量が年間1500kLを下回る場合
 ③既存の工場等において、グランドファザリング対象となる事業活動を行わなくなった場合
 ④既存の工場等において、グランドファザリング対象となる事業活動を行わなくなった場合

3 副生燃料起源排出量に係る情報

基本情報	新設・廃止の該当有無	新設・廃止年月日			基準排出量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度
	新設・廃止	年	月	日	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)
		目標量								tCO ₂
に前年度に係る情報		基準とした年度							～年度	
		基準排出量							tCO ₂	
前年度に係る情報	副生燃料供給・消費に伴う調整のもとになる排出量合計				tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	
	法令に基づく定期検査	該当有無			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		みなし排出量			tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	
	災害	該当有無			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
みなし排出量			tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂			
割当年度の目標量の設定に係る情報	基準とする年度								～年度	
	基準排出量								tCO ₂	
	削減率									
	経過年数									
	基準排出量×(1-削減率×経過年数)								tCO ₂	
	活動量増減による調整量								tCO ₂	
	新設・廃止による調整量								tCO ₂	
その他調整量 (調整理由)								tCO ₂	()	

- 備考 1 新設に該当する場合は、新設に○をつけること。新設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 ①新たに敷地等を取得して工場等を設置する場合（他社から工場等を取得する場合を含む）
 ②既存の工場等において、エネルギー使用量が年間1500kLを初めて超える場合
 ③既存の工場等において、新たにグランドファザリング対象となる事業を開始した場合
- 2 廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 ①工場等における自社の生産活動を停止し、他者への売却等を行う場合
 ②既存の工場等において、エネルギー使用量が年間1500kLを下回る場合
 ③既存の工場等において、グランドファザリング対象となる事業活動を行わなくなった場合
 ④既存の工場等において、グランドファザリング対象となる事業活動を行わなくなった場合

4 推計値を用いて設定した場合

番号	推計の対象	推計の対象の量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1			
2			
3			

備考 推計の対象が4以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

輸送手段単位の報告

排出目標量の訂正に係る輸送-第1表

1 輸送手段の名称等

輸送手段の名称			年	月	日
新たな導入・廃止の該当有無／新設・廃止年月日	新たな導入	・ 廃止			
分割・譲渡による承継の有無／効力発生年月日	譲渡	・ 分割			
吸収合併による承継の有無／効力発生年月日	有	無			

備考 1 新たな導入とは、既存の輸送手段と異なる輸送手段を新たに導入する場合又は既存の輸送手段を追加する場合であって当該追加する既存の輸送手段において行われる事業活動が既存の事業活動と異なる特定事業活動である場合をいう。
 2 廃止とは、輸送手段の全てを廃止する場合又は、輸送手段の一部を廃止する場合であって、当該廃止する輸送手段において行われる特定事業活動が当該廃止により完全に行われなくなる場合をいう。

2-1 排出目標量

特定事業活動に伴う二酸化炭素の目標量	tCO ₂
特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の目標量	tCO ₂

備考 特定事業活動とはいわゆるベンチマーク対象事業活動をいい、特定事業活動以外の事業活動とはいわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

2-2 早期排出削減量の追加割当ての基準となる二酸化炭素の量

早期排出削減量の追加割当ての基準となる二酸化炭素の量	tCO ₂
----------------------------	------------------

排出目標量の訂正に係る輸送-第2表 特定事業活動に伴う二酸化炭素の目標量に係る情報

1 基本情報

番号	区分	該当する特定事業活動	届出年度の前年度の新たな導入・廃止の有無	新たな導入・廃止年月日
1			新たな導入 ・ 廃止	年 月 日
2			新たな導入 ・ 廃止	年 月 日
3			新たな導入 ・ 廃止	年 月 日

備考 1 本表は、特定事業活動（ベンチマーク対象事業）の区分ごとに記載すること。特定事業活動が4以上の場合は表を追加すること。
 2 新たな導入とは、既存の輸送手段と異なる輸送手段を新たに導入する場合又は既存の輸送手段を追加する場合であって当該追加する既存の輸送手段において行われる事業活動が既存の事業活動と異なる特定事業活動である場合をいう。
 3 廃止とは、輸送手段の全てを廃止する場合又は、輸送手段の一部を廃止する場合であって、当該廃止する輸送手段において行われる特定事業活動が当該廃止により完全に行われなくなる場合をいう。

2 目標量及びその根拠となる情報

番号	区分	事業活動	基準活動量に係る年度			割当年度の 二年度前の年度	割当年度の 前年度	割当年度
			(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)
		目標量	/	/	/	/	/	tCO ₂
前 年 に 係 る 情 報 の 設 定 日		基準とした年度	/	/	/	/	～ 年度	/
		基準活動量	/	/	/	/	/	/
前 年 度 ま で の 排 出 に 係 る 情 報		活動量	/	/	/	/	/	/
	災害	該当有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/
		みなし活動量	/	/	/	/	/	/
		みなし排出量	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	/
割 当 年 度 の 目 標 量 の 設 定 に 係 る 情 報		基準とする年度	/	/	/	/	/	～ 年度
		基準活動量	/	/	/	/	/	/
		目指すべき原単位	/	/	/	/	/	/
		直接排出比率	/	/	/	/	/	/
		基準活動量×目指すべき原単位×直接排出比率	/	/	/	/	/	tCO ₂
		活動量増減による調整量	/	/	/	/	/	tCO ₂
		新設・廃止による調整量	/	/	/	/	/	tCO ₂
	その他調整量 (調整理由)	/	/	/	/	/	tCO ₂ ()	

3 推計値を用いて設定した場合

番号	推計の対象	推計の対象の量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1			
2			
3			

備考 推計の対象が4以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

排出目標量の訂正に係る輸送-第3表 特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の目標量に係る情報

1 エネルギー起源排出量に係る情報

基本情報	新たな導入・廃止の該当有無	新設・廃止年月日	基準排出量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度
	新たな導入・廃止	年 月 日	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	(年度)
			目標量					tCO ₂
前年度に係る目標量の情報		基準とした年度					～ 年度	
		基準排出量					tCO ₂	
		基準とした年度のエネルギー消費原単位 (原単位の分母となる指標)					()	
前年度までの排出実績に係る情報		燃料使用量	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
		排出量	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	
		エネルギー消費原単位 (原単位の分母となる指標)	()	()	()	()	()	
		該当有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	災害	みなし燃料使用量	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
	みなし排出量	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂		
割当年度の目標量の設定に係る情報		基準とする年度					～ 年度	
		基準排出量					tCO ₂	
		削減率						
		経過年数						
		基準排出量×(1-削減率×経過年数)					tCO ₂	
		活動量増減による調整量					tCO ₂	
		新設・廃止による調整量					tCO ₂	
	その他調整量 (調整理由)					tCO ₂	()	

備考 1 新たな導入とは、既存の輸送手段と異なる輸送手段を新たに導入する場合又は既存の輸送手段を追加する場合であって当該追加する既存の輸送手段において行われる事業活動が既存の事業活動と異なる特定事業活動である場合をいう。
2 廃止とは、輸送手段の全てを廃止する場合又は、輸送手段の一部を廃止する場合であって、当該廃止する輸送手段において行われる特定事業活動が当該廃止により完全に行われなくなる場合をいう。

2 早期排出削減量に係る情報

週及年度の排出量 (~ 年度平均)	直近年度の排出量 (~ 年度平均)	削減率	週及年度から直近年度の経過年数	追加割当の基準となる排出量
tCO ₂	tCO ₂			tCO ₂

3 推計値を用いて設定した場合

番号	推計の対象	推計の対象の量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1			
2			
3			

備考 推計の対象が4以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

特定工場等単位の報告

排出実績量の訂正に係る工場等-第1表

1 特定工場等の名称等

省エネ法のエネルギー管理指定工場等番号					
省エネ法の指定年度/指定区分	年度	第	種		
工場等の名称					
所在地	〒				
主たる事業分野及び事業活動/細分類番号					
主たる事業活動に係る事業を所管する大臣					
新設・廃止の該当有無/新設・廃止年月日	新設	・	廃止	年	月 日
分割・譲渡による承継の有無/効力発生日	分割	・	譲渡	年	月 日
吸収合併による承継の有無/効力発生日	有	・	無	年	月 日

備考 1 新設に該当する場合は、新設に○をつけること。新設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 ①新たに敷地等を取得して工場等を設置する場合（他社から工場等を取得する場合を含む）
 ②既存の工場等において、原油換算したエネルギー使用量が年間1500kLを初めて超える場合
 ③既存の工場等において、新たにベンチマーク対象となる事業を開始した場合
 2 廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 ①工場等における自社の生産活動を停止し、他者への売却等を行う場合
 ②既存の工場等において、原油換算したエネルギー使用量が年間1500kLを下回る場合
 ③既存の工場等において、ベンチマーク対象となる事業活動を行わなくなった場合

2-1 特定工場等の二酸化炭素の排出量

二酸化炭素の排出量	tCO ₂
-----------	------------------

2-2 特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量	1	区分		tCO ₂
		事業活動		
		事業所管大臣		
	2	区分		tCO ₂
		事業活動		
		事業所管大臣		
3	区分		tCO ₂	
	事業活動			
	事業所管大臣			

備考 特定事業活動とは、いわゆるベンチマーク対象事業活動をいう。

2-3 特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量	合計	tCO ₂
	エネルギー起源二酸化炭素	tCO ₂
	原材料起源二酸化炭素	tCO ₂
	副生燃料起源二酸化炭素	tCO ₂

備考 特定事業活動以外の事業活動とは、いわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

3 実測等に基づく算定方法

番号	対象活動	当該算定方法により算定した二酸化炭素の排出量	算定方法の内容
1		tCO ₂	
2		tCO ₂	
3		tCO ₂	

備考 実測等の対象が4以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

4 推計値を用いて算定する方法

番号	対象活動	当該算定方法により算定した二酸化炭素の排出量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1		tCO ₂	
2		tCO ₂	
3		tCO ₂	

備考 推計の対象が4以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

小規模工場等単位の報告

排出実績量の訂正に係る小規模工場等－第1表

1-1 特定工場等の二酸化炭素の排出量

二酸化炭素の排出量	tCO ₂
-----------	------------------

1-2 特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動以外の 事業活動に伴う二酸化 炭素の排出量	合計	tCO ₂
	エネルギー起源二酸化炭素	tCO ₂
	原材料起源二酸化炭素	tCO ₂
	副生燃料起源二酸化炭素	tCO ₂

備考 特定事業活動以外の事業活動とは、いわゆるグランドフェザリング対象事業活動をいう。

2 実測等に基づく算定方法

番号	対象活動	当該算定方法により算定した二酸化炭素の排出量	算定方法の内容
1		tCO ₂	
2		tCO ₂	
3		tCO ₂	

備考 実測等の対象が4以上の場合、その数に応じて行を追加して記載すること。

3 推計値を用いて算定する方法

番号	対象活動	当該算定方法により算定した二酸化炭素の排出量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1		tCO ₂	
2		tCO ₂	
3		tCO ₂	

備考 推計の対象が4以上の場合、その数に応じて行を追加して記載すること。

輸送手段の報告

排出実績量の訂正に係る輸送表-第1表

1 輸送手段の名称等

輸送手段の名称		
新たな導入・廃止の該当有無/新設・廃止年月日	新たな導入 ・ 廃止	年 月 日
分割・譲渡による承継の有無/効力発生年月日	譲渡 ・ 分割	年 月 日
吸収合併による承継の有無/効力発生年月日	有 無	年 月 日

備考 1 新たな導入とは、既存の輸送手段と異なる輸送手段を新たに導入する場合又は既存の輸送手段を追加する場合であって当該追加する既存の輸送手段において行われる事業活動が既存の事業活動と異なる特定事業活動である場合をいう。
 2 廃止とは、輸送手段の全てを廃止する場合又は、輸送手段の一部を廃止する場合であって、当該廃止する輸送手段において行われる特定事業活動が当該廃止により完全に行われなくなる場合をいう。

2-1 輸送手段の二酸化炭素の排出量

二酸化炭素の排出量	tCO ₂
-----------	------------------

2-2 特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量	1	区分	tCO ₂
		事業活動	
		事業所管大臣	
2	2	区分	tCO ₂
		事業活動	
		事業所管大臣	
3	3	区分	tCO ₂
		事業活動	
		事業所管大臣	

備考 特定事業活動とは、いわゆるベンチマーク対象事業活動をいう。

2-3 特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量	tCO ₂
---------------------------	------------------

備考 特定事業活動以外の事業活動とは、いわゆるグランドフェザリング対象事業活動をいう。

3 実測等に基づく算定方法

番号	対象活動	当該算定方法により算定した二酸化炭素の排出量	算定方法の内容
1		tCO ₂	
2		tCO ₂	
3		tCO ₂	

備考 実測等の対象が4以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

4 推計値を用いて算定する方法

番号	対象活動	当該算定方法により算定した二酸化炭素の排出量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1		tCO ₂	
2		tCO ₂	
3		tCO ₂	

備考 推計の対象が4以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

様式第3（第11条関係）

届出事項の変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住所

名称及び代表者の氏名
(個人である場合にあっては、氏名)

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則第11条の規定により、法33条第1項の規定に基づいて届け出た事項について、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更又は訂正事項

変更又は訂正前

変更又は訂正後

作成担当者連絡先

名称及び代表者の氏名 (個人である場合にあっては、その氏名)	
本店又は主たる事務所の所在地 (個人である場合にあっては、その脱炭素成長型投資事業者排出枠の管理を行う事務所の所在地)	
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

備考 用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

様式第4（第12条及び第17条関係）

確認申請書

年 月 日

殿

住所

名称及び代表者の氏名

（個人である場合にあつては、氏名）

以下の事項に関する確認を受けたく、申請します。

- 排出目標量
- 排出実績量
- 早期排出削減量

備考

- 1 確認を受けることを希望する対象の「」欄に「レ」を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※受理年月日	
※処理年月日	

排出実績量報告

殿

年 月 日

住所 〒

法人名
法人名（英語表記）
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名
（個人である場合にあっては、氏名）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第35条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者単位の報告

事業者－第1表 脱炭素成長型投資事業者の名称等

1 脱炭素成長型投資事業者の名称等

事業者の名称 (個人である場合にあっては、氏名)					
本店又は主たる事務所の所在地 (個人である場合にあっては、住所)		〒			
主たる事業／細分類番号					
主たる事業を所管する大臣					
従たる事業／細分類番号					
従たる事業を所管する大臣					
連絡担当者 (問合せ先)	部署				
	役職				
	(ふりがな) 氏名				
	勤務地	〒			
	電話番号				
	メールアドレス				
連絡担当者 (問合せ先)	部署				
	役職				
	(ふりがな) 氏名				
	勤務地	〒			
	電話番号				
	メールアドレス				
法第44条の規定により脱炭素成長型投資事業者とみなされる場合はその旨		有			
事業者の名称及び所在地について、制当年度の届出からの変更がある場合はその旨		有			
【有】の場合 変更前の事業者の名称： 変更前の事業者の所在地： 〒					

備考 連絡担当者は、主担当者と副担当者をそれぞれ記載すること。

1 脱炭素成長型投資事業者の排出実績量

排出実績量	tCO ₂
-------	------------------

備考 国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量を加味した二酸化炭素の排出量を記載すること。

2-1 脱炭素成長型投資事業者の二酸化炭素の排出量

二酸化炭素の排出量	tCO ₂
-----------	------------------

2-2 脱炭素成長型投資事業者の事業活動ごとの二酸化炭素の排出量

2-2-1 特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量	1	区分		tCO ₂
		事業活動		
		事業所管大臣		
	2	区分		tCO ₂
		事業活動		
		事業所管大臣		
	3	区分		tCO ₂
		事業活動		
		事業所管大臣		

備考 特定事業活動とは、いわゆるベンチマーク対象事業活動をいう。

2-2-2 特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量	合計	tCO ₂
	エネルギー起源二酸化炭素	tCO ₂
	原材料起源二酸化炭素	tCO ₂
	副生燃料起源二酸化炭素	tCO ₂

備考 特定事業活動以外の事業活動とは、いわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

3 国内認証排出削減量に係る情報

番号	クレジット特定番号	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
1	～		tCO ₂
2	～		tCO ₂
3	～		tCO ₂
合計			tCO ₂

備考 1 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。4以上になる場合には行を追加すること。
 2 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
 3 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
 4 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 5 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、脱炭素成長型投資事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

4 海外認証排出削減量に係る情報

番号	識別番号	無効化日	無効化量
1			tCO ₂
2			tCO ₂
3			tCO ₂
合計			tCO ₂

備考 1 海外認証排出削減量は、無効化日ごとに記載すること。4以上になる場合には行を追加すること。
 2 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
 3 無効化量は正の値で記載すること。
 4 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、脱炭素成長型投資事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

5 報告に関する補足事項

事業者－第3表 二酸化炭素の排出量の増減に関する事情

1 割当年度における合併に関する情報

1-1 事業者又は密接関係者が他の会社を吸収合併した場合

吸収合併における消滅会社の名称等	名称	
	代表者の氏名	
	本店又は主たる事務所	〒
吸収合併した事業者又は密接関係者の名称		
吸収合併の効力が生じた日		
吸収合併の効力が生じた日における消滅会社の主たる事業		
吸収合併の効力が生じた日において消滅会社が脱炭素成長型投資事業者（法第44条の規定によりみなされている場合も含む。）である場合はその旨		有

備考 1 該当する吸収合併が複数ある場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。
2 本表に記載した全ての合併について、相手方及び効力発生日を確認できる資料を添付すること。

1-2 密接関係者が他の会社に吸収合併又は新設合併された場合

合併における存続会社又は新設会社の名称等	名称	
	代表者の氏名	
	本店又は主たる事務所	〒
合併により消滅した密接関係者の名称		
合併の効力が生じた日		
合併の効力が生じた日における消滅会社たる当該密接関係者の主たる事業		

備考 1 該当する合併が複数ある場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。
2 本表に記載した全ての合併について、相手方及び効力発生日を確認できる資料を添付すること。

2 割当年度における事業の分割に関する情報

2-1 事業者又は密接関係者が他の会社の事業を吸収分割により承継した場合

相手方たる分割会社の名称等	名称	
	代表者の氏名	
	本店又は主たる事務所	〒
吸収分割により事業を承継した事業者又は密接関係者の名称		
分割の効力が生じた日		
吸収分割の効力が生じた日における分割会社の分割対象における主たる事業		
吸収分割の対象に輸送手段を含む場合	その旨	有
	その内容	

備考 1 該当する吸収分割が複数ある場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。
2 本表に記載した全ての分割について、相手方及び効力発生日を確認できる資料を添付すること。

2-2 事業者又は密接関係者が他の会社に対しその事業を吸収分割又は新設分割により承継させた場合

相手方たる分割承継会社又は新設会社の名称等	名称	
	代表者の氏名	
	本店又は主たる事務所	〒
吸収分割により事業を承継させた分割会社たる事業者又は密接関係者の名称		
分割の効力が生じた日		
吸収分割の効力が生じた日における分割会社の分割対象における主たる事業		
吸収分割の対象に輸送手段を含む場合	その旨	有
	その内容	

備考 1 該当する吸収分割が複数ある場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。
2 本表に記載した全ての分割について、相手方及び効力発生日を確認できる資料を添付すること。

3 割当年度における事業譲渡又は特定工場等の譲渡に関する情報

3-1 事業者又は密接関係者が譲り受けた場合

相手方たる譲渡人の名称等	名称 (個人の場合は、氏名)	
	代表者の氏名 (個人の場合は、記載不要)	
	本店又は主たる事務所 (個人の場合は、住所)	〒
事業譲渡又は特定工場等の譲渡を受けた事業者又は密接関係者の名称		
事業譲渡又は特定工場等の譲渡の効力が生じた日		
事業譲渡又は特定工場等の譲渡の効力が生じた日における譲渡人の譲渡対象における主たる事業		
譲渡の対象に輸送手段を含む場合	その旨	有
	その内容	

備考 1 特定工場等とは、工場又は事業場であって、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第10条第2項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等又は同法第13条第2項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等をいう。

- 2 該当する譲渡が複数ある場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。
- 3 輸送手段とは、貨物又は旅客を輸送するための鉄道、自動車、船舶、航空機その他輸送手段をいう。
- 4 本表に記載した全ての譲渡について、相手方及び効力発生日を確認できる資料を添付すること。

3-2 事業者又は密接関係者が他の事業者に対し事業譲渡又は特定工場等の譲渡をした場合

相手方たる譲受人の 名称等	名称 (個人の場合は、氏名)	
	代表者の氏名 (個人の場合は、記載不要)	
	本店又は主たる事務所 (個人の場合は、住所)	〒
事業譲渡又は特定工場等の譲渡をした譲渡人たる事業者又は密接関係者の名称		
事業譲渡又は特定工場等の譲渡の効力が生じた日		
事業譲渡又は特定工場等の譲渡の効力が生じた日における譲渡人の譲渡対象における主たる事業		
譲渡の対象に輸送手段を含む場合	その旨	有
	その内容	

備考 1 特定工場等とは、工場又は事業場であつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第10条第2項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等又は同法第13条第2項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等をいう。

- 2 該当する譲渡が複数ある場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。
- 3 輸送手段とは、貨物又は旅客を輸送するための鉄道、自動車、船舶、航空機その他輸送手段をいう。
- 4 本表に記載した全ての譲渡について、相手方及び効力発生日を確認できる資料を添付すること。

事業者－第4表 密接関係者の情報

1 密接関係者の名称等

事業者の名称					
本店又は主たる事務所の所在地		〒			
主たる事業分野及び事業活動／細分類番号					
主たる事業活動に係る事業を所管する大臣					
連絡担当者 (問合せ先)	部署				
	役職				
	(ふりがな) 氏名				
	勤務地	〒			
	電話番号				
	メールアドレス				
連絡担当者 (問合せ先)	部署				
	役職				
	(ふりがな) 氏名				
	勤務地	〒			
	電話番号				
	メールアドレス				

備考 1 密接関係者が複数の場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。
 2 連絡担当者は、主担当者と副担当者をそれぞれ記載すること。

事業者-第5表 特定工場等の情報

1 特定工場等の一覧

番号	事業者の名称	省エネ法のエネルギー管理指定工場等番号	省エネ法の指定区分	工場等の名称	工場等の所在地	主たる事業	細分類番号			
1			第 種		〒					
2			第 種		〒					
3			第 種		〒					
4			第 種		〒					
5			第 種		〒					
6			第 種		〒					
7			第 種		〒					

- 備考 1 密接関係者が有する特定工場等を含めて全て記載すること。
 2 特定工場等とは、工場又は事業場であって、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第10条第2項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等又は同法第13条第2項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等をいう。
 3 特定工場等が8以上の場合は、行を追加すること。

特定工場等単位の報告

工場等－第1表

1 特定工場等の名称等

省エネ法のエネルギー管理指定工場等番号					
省エネ法の指定年度/指定区分	年度	第 種			
工場等の名称					
所在地	〒				
主たる事業分野及び事業活動/細分類番号					
主たる事業活動に係る事業を所管する大臣					
新設・廃止の該当有無/新設・廃止年月日	新設	・	廃止	年	月 日
分割・譲渡による承継の有無/効力発生年月日	分割	・	譲渡	年	月 日
吸収合併による承継の有無/効力発生日	有	・	無	年	月 日

備考 1 新設に該当する場合は、新設に○をつけること。新設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 ①新たに敷地等を取得して工場等を設置する場合（他社から工場等を取得する場合を含む）
 ②既存の工場等において、原油換算したエネルギー使用量が年間1500kLを初めて超える場合
 ③既存の工場等において、新たにベンチマーク対象となる事業を開始した場合
 2 廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 ①工場等における自社の生産活動を停止し、他者への売却等を行う場合
 ②既存の工場等において、原油換算したエネルギー使用量が年間1500kLを下回る場合
 ③既存の工場等において、ベンチマーク対象となる事業活動を行わなくなった場合

2-1 特定工場等の二酸化炭素の排出量

二酸化炭素の排出量	tCO ₂
-----------	------------------

2-2 特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量	1	区分	tCO ₂
		事業活動	
		事業所管大臣	
	2	区分	tCO ₂
		事業活動	
		事業所管大臣	
3	区分	tCO ₂	
	事業活動		
	事業所管大臣		

備考 特定事業活動とは、いわゆるベンチマーク対象事業活動をいう。

2-3 特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量	合計	tCO ₂
	エネルギー起源二酸化炭素	tCO ₂
	原材料起源二酸化炭素	tCO ₂
	副生燃料起源二酸化炭素	tCO ₂

備考 特定事業活動以外の事業活動とは、いわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

3 実測等に基づく算定方法

番号	対象活動	当該算定方法により算定した二酸化炭素の排出量	算定方法の内容
1		tCO ₂	
2		tCO ₂	
3		tCO ₂	

備考 実測等の対象が4以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

4 推計値を用いて算定する方法

番号	対象活動	当該算定方法により算定した二酸化炭素の排出量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1		tCO ₂	
2		tCO ₂	
3		tCO ₂	

備考 推計の対象が4以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

小規模工場等単位の報告

小規模工場等－第1表

1-1 特定工場等の二酸化炭素の排出量

二酸化炭素の排出量	tCO ₂
-----------	------------------

1-2 特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量	合計	tCO ₂
	エネルギー起源二酸化炭素	tCO ₂
	原材料起源二酸化炭素	tCO ₂
	副生燃料起源二酸化炭素	tCO ₂

備考 特定事業活動以外の事業活動とは、いわゆるグラントファザリング対象事業活動をいう。

2 実測等に基づく算定方法

番号	対象活動	当該算定方法により算定した二酸化炭素の排出量	算定方法の内容
1		tCO ₂	
2		tCO ₂	
3		tCO ₂	

備考 実測等の対象が4以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

3 推計値を用いて算定する方法

番号	対象活動	当該算定方法により算定した二酸化炭素の排出量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1		tCO ₂	
2		tCO ₂	
3		tCO ₂	

備考 推計の対象が4以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

輸送手段の報告

輸送表－第1表

1 輸送手段の名称等

輸送手段の名称		
新たな導入・廃止の該当有無／新設・廃止年月日	新たな導入 ・ 廃止	年 月 日
分割・譲渡による承継の有無／効力発生年月日	譲渡 ・ 分割	年 月 日
吸収合併による承継の有無／効力発生年月日	有 無	年 月 日

備考 1 新たな導入とは、既存の輸送手段と異なる輸送手段を新たに導入する場合又は既存の輸送手段を追加する場合であって当該追加する既存の輸送手段において行われる事業活動が既存の事業活動と異なる特定事業活動である場合をいう。
 2 廃止とは、輸送手段の全てを廃止する場合又は、輸送手段の一部を廃止する場合であって、当該廃止する輸送手段において行われる特定事業活動が当該廃止により完全に行われなくなる場合をいう。

2-1 輸送手段の二酸化炭素の排出量

二酸化炭素の排出量	tCO ₂
-----------	------------------

2-2 特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量	1	区分	tCO ₂
		事業活動	
		事業所管大臣	
	2	区分	tCO ₂
		事業活動	
		事業所管大臣	
	3	区分	tCO ₂
		事業活動	
		事業所管大臣	

備考 特定事業活動とは、いわゆるベンチマーク対象事業活動をいう。

2-3 特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量	tCO ₂
---------------------------	------------------

備考 特定事業活動以外の事業活動とは、いわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

3 実測等に基づく算定方法

番号	対象活動	当該算定方法により算定した二酸化炭素の排出量	算定方法の内容
1		tCO ₂	
2		tCO ₂	
3		tCO ₂	

備考 実測等の対象が4以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

4 推計値を用いて算定する方法

番号	対象活動	当該算定方法により算定した二酸化炭素の排出量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1		tCO ₂	
2		tCO ₂	
3		tCO ₂	

備考 推計の対象が4以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

様式第6（第19条関係）

訂正確認申請書

年 月 日

殿

住所

名称及び代表者の氏名

（個人である場合にあつては、氏名）

以下の事項に関する確認を受けたく、申請します。

- 訂正後の排出目標量
- 訂正後の排出実績量
- 訂正後の早期排出削減量

備考

- 1 確認を受けることを希望する対象の「」欄に「レ」を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第 7 (第 23 条関係)

法人等保有口座の開設申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住所

名称及び代表者の氏名
(個人である場合にあつては、氏名)

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第 48 条第 3 項の規定により、法人等保有口座の開設について、次のとおり申請します。

名称及び代表者の氏名 (個人である場合にあつては、 その氏名)	
本店又は主たる事務所の所在地 (個人である場合にあつては、 その脱炭素成長型投資事業者排 出枠の管理を行う事務所の所在 地)	
電話番号	
メールアドレス	

(法人である場合のみ)

脱炭素成長型投資事業者排出枠 の管理を行う部署の名称	
脱炭素成長型投資事業者排出枠 の管理を行う部署の住所	
電話番号	
メールアドレス	

備考 用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

様式第 8 (第 24 条関係)

法人等保有口座名義人の名称等変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住所

名称及び代表者の氏名
(個人である場合にあっては、氏名)

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第 49 条第 1 項の規定により、法人等保有口座名義人の名称等に変更について、次のとおり届け出ます。

名称及び代表者の氏名 (個人である場合にあっては、その氏名)	
本店又は主たる事務所の所在地 (個人である場合にあっては、その脱炭素成長型投資事業者排出枠の管理を行う事務所の所在地)	
電話番号	
メールアドレス	

(法人である場合のみ)

脱炭素成長型投資事業者排出枠の管理を行う部署の名称	
脱炭素成長型投資事業者排出枠の管理を行う部署の住所	
電話番号	
メールアドレス	

備考

- 1 変更がない部分も含め、すべて記入すること。
- 2 用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

様式第9（第27条関係）

排出枠口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付請求書

年 月 日

経済産業大臣 殿

請求者 住所

名称及び代表者の氏名
(個人である場合にあつては、氏名)

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第55条の規定により、排出枠口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付について、次のとおり請求します。

口座番号	
(ふりがな) 法人等保有口座名義人の 名称又は氏名	

請求の内容	<input type="checkbox"/> 記録事項の全部	<input type="checkbox"/> 記録事項の一部
-------	----------------------------------	----------------------------------

※記録事項の一部の請求をする場合には、以下に請求に係る事項を記載すること。

(請求に係る事項)

備考 用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

法人等保有口座の廃止申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住所

名称及び代表者の氏名
(個人である場合にあっては、氏名)

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則第 28 条第 1 項の規定により、法人等保有口座の廃止について、次のとおり申請します。

口座番号	
(ふりがな) 法人等保有口座名義人の 名称又は氏名	

備考 用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

裏面

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律抜粋

(報告及び検査)

第132条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(立入検査)

第136条 経済産業大臣は、第4章第1節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、化石燃料採取者等又はその化石燃料採取者等とその業務に関して関係のある事業者の事業場その他その業務に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、第34条第1項並びに第36条第1項及び第2項（これらの規定を第44条の規定により適用する場合を含む。）の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、その事業活動に伴い二酸化炭素の排出をする者の工場又は事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、第67条から第69条までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、登録確認機関又はその登録確認機関とその業務に関して関係のある事業者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前3項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

9 第1項から第3項まで及び第5項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

10 経済産業大臣は、その職員に第2項の規定による立入検査をさせるとき又は機構に第5項の規定により第2項の規定による立入検査を行わせるときは、あらかじめ、当該者の行う事業活動に係る事業所管大臣にその旨を通知するものとする。

第144条 第132条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

第145条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

四 第136条第2項又は第3項の規定による検査（同条第5項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

裏面

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律抜粋

(立入検査)

- 第136条 経済産業大臣は、第4章第1節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、化石燃料採取者等又はその化石燃料採取者等とその業務に関して関係のある事業者の事業場その他その業務に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 経済産業大臣は、第34条第1項並びに第36条第1項及び第2項（これらの規定を第44条の規定により適用する場合を含む。）の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、その事業活動に伴い二酸化炭素の排出をする者の工場又は事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 経済産業大臣は、第67条から第69条までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、登録確認機関又はその登録確認機関とその業務に関して関係のある事業者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項から第三項までの規定による立入検査を行わせることができる。
- 6 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。
- 8 第五項の規定により機構の職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 9 第1項から第3項まで及び第5項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 10 経済産業大臣は、その職員に第2項の規定による立入検査をさせるとき又は機構に第5項の規定により第2項の規定による立入検査を行わせるときは、あらかじめ、当該者の行う事業活動に係る事業所管大臣にその旨を通知するものとする。
- 第145条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。
- 四 第136条第2項又は第3項の規定による検査（同条第5項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(脱炭素成長型経済構造移行推進機構の財務及び会計に関する省令の一部改正)

第二条 脱炭素成長型経済構造移行推進機構の財務及び会計に関する省令（令和六年経済産業省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(勘定区分)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(勘定区分)</p>

第三条 機構の会計においては、法第二百二十四条の規定により経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び純資産を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算するものとする。

2 (略)

(収入支出予算)

第六条 収入支出予算は、法第二百二十四条の規定により設けた勘定ごとに、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

第三条 機構の会計においては、法第六十三条の規定により経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び純資産を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算するものとする。

2 (略)

(収入支出予算)

第六条 収入支出予算は、法第六十三条の規定により設けた勘定ごとに、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

(予算の添付書類)

第七条 機構は、法第二百二十二条第一項前段の予算の認可を受けようとするときは、予算に次に掲げる書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならぬ。

一～三 (略)

2 機構は、法第二百二十二条第一項後段の予算の変更の認可を受けようとするときは、変更後の予算に次に掲げる事項を記載した書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変

(予算の添付書類)

第七条 機構は、法第六十一条第一項前段の予算の認可を受けようとするときは、予算に次に掲げる書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならぬ。

一～三 (略)

2 機構は、法第六十一条第一項後段の予算の変更の認可を受けようとするときは、変更後の予算に次に掲げる事項を記載した書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更

更後の書類も添付しなければならない。

一・二 (略)

(事業計画)

第十一条 法第二百二十二条第一項の事業計画には、法第一百一十一条第一項各号に掲げる業務、同条第二項に掲げる業務並びに第三項に掲げる業務に関する計画を記載しなければならない。

(資金計画)

第十二条 法第二百二十二条第一項の資金計画には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。

後の書類も添付しなければならない。

一・二 (略)

(事業計画)

第十一条 法第六十一条第一項の事業計画には、法第五十四条第一項各号に掲げる業務及び同条第二項に掲げる業務に関する計画を記載しなければならない。

(資金計画)

第十二条 法第六十一条第一項の資金計画には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。

一〇三 (略)

2 機構は、法第二百二十二条第一項後段の資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(財務諸表)

第十三条 法第二百二十三条第一項に規定する書類は、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

(附属明細書)

第十四条 機構が法第二百二十三条第一項の規定に

一〇三 (略)

2 機構は、法第六十一条第一項後段の資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(財務諸表)

第十三条 法第六十二条第一項に規定する書類は、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

(附属明細書)

第十四条 機構が法第六十二条第一項の規定によ

より毎事業年度作成する附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 主な資産及び負債の明細に関する事項

イ〜ハ (略)

(削る)

ニ (略)

三・四 (略)

(事業報告書)

第十六条 機構が法第百二十三条第二項の規定により毎事業年度作成する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

り毎事業年度作成する附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 主な資産及び負債の明細に関する事項

イ〜ハ (略)

ニ 機構が行った出資額の明細

ホ (略)

三・四 (略)

(事業報告書)

第十六条 機構が法第六十二条第二項の規定により毎事業年度作成する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇七 (略)

(決算報告書)

第十七条 法第二百二十三条第二項の決算報告書は、
収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2 (略)

(閲覧期間)

第十九条 法第二百二十三条第三項の期間は、五年とする。

(積立金等の処分に係る申請書類)

一〇七 (略)

(決算報告書)

第十七条 法第六十二条第二項の決算報告書は、
収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2 (略)

(閲覧期間)

第十九条 法第六十二条第三項の期間は、五年とする。

(積立金等の処分に係る申請書類)

第二十条 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行

の推進に関する法律施行令（令和五年政令第三百七十九号。以下「令」という。）第十二条第二項の書類は、中間事業年度（法第二百二十五条第四項に規定する中間事業年度をいう。以下この条において同じ。）末の貸借対照表及び中間事業年度の損益計算書とする。

（借入金の認可の申請）

第二十一条 機構は、法第二百二十六条第一項の資金の借入れ（借換えを含む。）の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第二十条 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行

の推進に関する法律施行令（令和五年政令第三百七十九号）第三条第二項の書類は、中間事業年度（法第六十四条第四項に規定する中間事業年度をいう。以下この条において同じ。）末の貸借対照表及び中間事業年度の損益計算書とする。

（借入金の認可の申請）

第二十一条 機構は、法第六十五条第一項の資金の借入れ（借換えを含む。）の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一〇七 (略)

(余裕金の運用方法)

第二十二條 法第百二十九條第三号の方法は、金
錢の信託（元本の損失を補てんする契約がある
ものに限る。）とする。

附則

第一條 (略)

(経過措置)

一〇七 (略)

(余裕金の運用方法)

第二十二條 法第六十七條第三号の方法は、金
錢の信託（元本の損失を補てんする契約があるも
のに限る。）とする。

附則

1 (略)

(経過措置)

第二条 法附則第六条の別に法律で定める日の前日までの間は、第十一条の規定の適用については、第十一条中「第百十一条第一項各号」とあるのは、「第百十一条第一項第一号、第四号から第九号まで及び第十号（同項第一号及び第四号から第九号までに係る部分に限る。）」とする。

第三条 (略)

(積立金等の処分に係る申請書類)

第四条 令附則第二条第二項の書類は、売渡終了年度（法附則第六条の二第三項に規定する売渡

2| 法附則第六条の別に法律で定める日の前日までの間は、第十一条の規定の適用については、第十一条中「第五十四条第一項各号」とあるのは、「第五十四条第一項第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）」とする。

3| (略)

(新設)

終了年度をいう。以下この条において同じ。）
末の貸借対照表及び売渡終了年度の損益計算書
とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十条の規定による令和八年度における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「新法」という。）第三十三条第一項の規定による届出（同項第四号及び新規則第十条第二項第七号の事項に限る。）については、新規則第十条第一

項中「毎年度九月末日までに」とあるのは、「令和九年度の九月末日までに」とする。この場合において、同項ただし書の規定は、適用しない。

第三条 令和八年度における新法第三十四条第一項の脱炭素成長型投資事業者の割当てについては、新規則第十五条中「届出年度の十一月末日までに」とあるのは、「令和九年度の十一月末日までに」とする。